報

町

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

毎週月曜日発行

ŧ

活

動

令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望… 令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望-

報

新任都道府県町村会長の略歴

活活活

次期全国町村会長に棚野氏

(北海道町村会長・白糠町長)

を選任・

令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望」

動 動 動

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 発行人 横田真二:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 https://www.zck.or.jp/



コラム

れるこの分野で、いかに人材を確保し が後期高齢者となり、 喫緊の課題である。2025年には団塊世代 は待ったなしとなる。低賃金・重労働といわ 人口減少が進む地域において、 介護・福祉人材の確保 洋大学国際学部国際地域学科教授 人材確保は 持続

展開する。 STATIONの運営など、 ば

み館」、

JR長与駅で

GOOOOOD KAGAYAKIのほか、「みんなのまなび 変えるものだ。特別養護老人ホームかがや 彩会の取組は、 可能なサービスを提供するか。 長崎県長与町にある社会福祉法人ながよ光 就労継続支援B型事業所 GOOOD 福祉の仕事や働き方の概念を 多角的な事業を

交流する場を創出するとともに、

は縁遠い福祉施設で働く人々が、

地域とつな

般の人に

特別養護老人ホームかがやきでは、

入所者

きるよう、集改札や介助を行うだけでなく、

じめ、障がいのある方も安心して駅を利用で

JR長与駅の管理も担う。車いす利用者をは

2023年9月から、正午以降無人となる

交流する場にもなっている。

アクリルパネルを回収してキーホルダーを製 可能となっている。 出勤を認めているほか、副収入を稼ぐことも する職場環境がある。ゼロ歳児からの子連れ する。その背景には、職員の自己実現を形に 作するなどのアップサイクルに取り組むほか の自己実現に向けて職員がさまざまな工夫を コーヒー豆の焙煎・販売も行う。 ムの空間は、高齢者を元気にするという。 ース製作、コロナ禍で使用された飛沫防止 G0000D 企業が出した木の端材でのフラワー KAGAYAKIは地域と 赤ちゃんのいる老人ホー 地域資源を

福祉」

×まちづくりで仕事を創

み館」は、 が、 にした地域の拠点である。 の形で実現できる環境が整えられている。 ある美味しいコーヒーづくりを、多様な就労 をこよなく愛す職員が取り組む香りとコクの 活用した循環型社会構築への貢献 **゙きょうしつ」を開く。地域で人々が出会い** 町の中心部で運営する「みんなのまなびば 自分の得意なことを「せんせい」として 「まちのリビング」をコンセプト

波翁

沼は 尾ぉ 職員や地域の人々 コーヒー

写真キャプション

(8) (4) (3) (2)

(41)

重点事項 を決定

令和2年にオープンした「みんなの まなびばみ館」。家庭や職場以外に もつながりを持つことで人生はもっ と楽しく豊かになる、との想いから 「あたらしいつながりを育む場所」 として生まれた。きうしいがちょうしがちまっ と楽しくなるものまでさまざま。風 通しのいい空間で、世代をこえた交 流が穏やかに広がっている。

する。 営。就労支援事業で作ったコーヒー等も販売 駅舎内のホールで、カフェやショップを運 今後は行政が管理する他の施設での指定管

理も視野に入れ、 らしや仕事のなかに「福祉」 ざまな場面で福祉専門職が関わり、 □減少時代の新たな働き方の可能性をみ 生み出す「福祉」×まちづくりの職場に、 るまちづくりに貢献している。 若い世代の挑戦を応援し、 ながよ光彩会は地域のさま が当たり前にあ 創造的な仕事を 地域の暮

次期全国町村会長に棚野氏 白北 海 糠道 町 町村 会長)を選任



行い、棚野 孝夫氏(北海道町村会長・白糠町長)を新たにで開催した理事会において、任期満了に伴う会長の選挙を全国町村会は7月1日、全国町村会館(東京都千代田区)

選任した。

和9年7月30日までの2年間となっている。6月23日までに届出のあった候補者の中から、棚野氏が当選の選任に関する規程」(平成23年3月24日制定)等に基づき、会長選挙については、「全国町村会の会長、副会長及び監事

するとともに、都道府県町村会長の一層の協力を求めた。さまと協力しながら全身全霊で努力していく」と決意を表明て頑張ってまいりたい。926町村は大変な時期であり、皆棚野氏は、「4都道府県町村会長が一丸となり力を合わせ

【棚野 孝夫氏略歴】

▽北海道白糠郡白糠町長

▽昭和24(1949)年11月14日生

▽平成8(1996)年6月 白糠町長就任(当選回数8回)

▽平成27(2015)年5月 北海道町村会長就任

の強化、

②地方創生の推進、

③町村自治の確立.

復旧・復興と全国的な防災・減災対策、

国土強靱化

もの。このうち、①大規模震災・豪雨災害等からの の具体化に関する要望事項を35項目にとりまとめた

タルの推進」

等、

令和8年度予算編成と各種施策

地方税財政、

⑤地域のデジタル化の推進、

⑥脱炭素

3 2025年(令和7年)7月14日

全国町村会

年度政府予算編 関する



⑪農林水産業、

⑫国土政策の12分野については、

⑨地域共生社会の実現、

⑩教育施策等の推進、

健康保険、⑧少子化対策とこども・子育て政策の推

社会等の推進、⑦地域医療、

介護保険制度及び国民

|要望を決定した理事会 (7月1日)



冊にまとめて 行うことと 後日、 いる。本要望 の実現に向け るとともに、 は 貝が要望事項 要路に提出す とりあげ、 点事項として 議員及び政府 に要請活動を 衆参両院 本会役 別

している。

害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策 令和8年度政府予算要望は、 国土強靱化の強化」 政府予算編成及び施策に関する要望」 月1日に開催した理事会において、 全国町村会(会長・吉田隆行広島県坂町長) や 「地方創生の推進と地域のデ 「大規模震災・豪雨災 を決定した。 「令和8年度 は、

急

#

順

令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望

項について十分配慮するよう強く要望 策の具体化に当たっては、 令和8年度政府予算編成及び各種政 特に下記事

記

1 大規模震災・豪雨災害等から 減災対策、国土強靱化の強化 の復旧・復興と全国的な防災 に関すること

財政措置を講じること。 新たな「基本方針」に基づき、 実かつ円滑に推進できるよう、 財政基盤の脆弱な被災町村が、 創生期間」後においても、 復興の加速化に向けて、復興事業を着 |東日本大震災における「第2期復興 引き続き 復旧 万全な 国は、

(2)東京電力福島第一原発事故の早期収 保すること。 て復興・復旧に要する財源を確実に確 ぼすことがないよう、国は責任を持っ 及び課税期間の延長を行うに当たって また、復興特別所得税の税率引下げ 復興事業の着実な実施に影響を及

(第三種郵便物認可)

町

いて万全を期すこと。 もに、原発の安全規制・防災対策につ 染廃棄物の処理の加速化に努めるとと 迅速化、除染の徹底と放射能による汚 避難住民の生活支援、 損害賠償の

よる風評を発生させないよう、農林水 また、ALPS処理水の海洋放出に

> 取り組むとともに対策の効果などを確 柔軟に講じること。 認し、支援内容の見直しや追加対策を 対する万全な風評対策に責任をもって 産業や観光業をはじめ、 幅広い業種に

じめとする支援措置を講じること。 方負担に対する交付税措置の拡充をは も踏まえ、補助制度の創設・拡充や地 欠であることから、物価上昇等の影響 に向けて、国による強力な支援が不可 脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建 は ③ 令和6年能登半島地震の被災町村で んでいるところであるが、 全力を挙げて復旧・復興に取り組 財政基盤が

を講じること。 国庫補助金や特別交付税をはじめとし 町村が早期に復旧・復興できるよう (4)集中豪雨、 十分な支援措置を講じること。 域産業・地域経済の早期復興に向けた 農林水産業・観光業・伝統産業など地 の早期復旧、医療・福祉従事者の確保 化、道路や上下水道など社会インフラ の速やかな提供など生活再建の加速 た地方財政措置による十分な財政支援 特に、被災者に対する災害公営住宅 台風、 地震等による被災

定等の手続きの簡素化など、早期の復 復旧事業の採択基準の緩和や災害査 る整備を積極的に推進するとともに、 度災害を防止するため、改良復旧によ また、災害復旧事業については、 再

国庫補助金、地方財政措置とすること。 性に鑑み、 会を支えるインフラ基盤としての重要 網の災害復旧については、 旧に取り組めるよう柔軟な対応を図る なお、町村が整備している光ファイバ 道路等の災害復旧と同等の デジタル社

実施できるよう、安定的かつ十分な財 算で措置するとともに、事業を着実に 実施中期計画に基づく施策について (5)国土強靱化基本計画及び国土強靱化 源の確保を検討すること。 的財源としての「復旧・復興税 興のため、長期的な視点に立った恒久 は 害復旧国債(仮称)」の創設等 称)」の創設による基金の設置や さらに、 計画的な事業執行に有効な当初予 災害からの早急な復旧・復

税財 災 仮

ること。

充し、引き続き十分な財源を確保する (6)源を確保すること。 る必要があることから、対象事業を拡 るため、今後も計画的に浚渫を実施す 河川の氾濫による浸水被害等を防止す 「緊急浚渫推進事業」については

保すること。 防災・減災事業を確実に実施する必要 防止対策事業」については、全国的な 防災・減災事業」及び「緊急自然災害 ⑦令和7年度末に期限を迎える「緊急 るとともに、 があることから、 引き続き十分な財源を確 事業期間の延長を図

2 地方創生の推進に関すること

(1) 「地方創生」や「デジタル田園都市国

> ②都市から地方への移住・交流の推進 めの抜本的対策を講じること。 進されるよう、町村を積極的に支援す 援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対 用したイノベーションの推進、 多様な地域資源とデジタル技術等を活 少の克服と東京一極集中を是正するた 家構想」などの取組を検証し、 流を促進し、地域内での経済循環が促 起業支 人口減

役割を担うことが期待されている「関 る支援の拡充を行うとともに、 係人口」拡大と、地域との関係を深め ③地域づくりや地域の活性化に重要な 域居住」の推進を図ること。

た上で改善を図ること。 援策を拡充するとともに、 問題となる子供の教育や住居などの支 きるよう兼業・副業を促進すること。 がら多様な人材が地域で暮らし活躍で に居住する場合の問題点を明らかにし なお、「二地域居住」を推進する際に あわせて、デジタル技術を活用しな 住所地以外

3 町村自治の確立に関すること

ること。 避け、町村の裁量の確保に十分配慮す 置等について一律に義務付けることは 則を遵守するとともに、専任職員の配 の規定や通知等を新設しないとする原 たっては、計画等の策定を求める法令 ⑴国が制度の創設・拡充を行うに当

減に資する具体的な取組を進めること。 務の見直しにより、 また、既存の計画の統廃合や経由事 町村の事務負担軽

報

週

(3)地方公務員の地域手当は、支給地域の地方公務員の地域手当は、スケジュール対応を求める場合には、スケジュール対応を求める場合には、スケジュール対応を求める場合には、スケジュール対応を求める場合には、スケジュール対応を求める場合には、国が直接事務をおりては、国が直接事務をもいた。全国一律の基準により実施すること。

過大な差が生じている。 図大な差が生じている。 図大な差が生じていたの間で最大20%のはか、都市と地方の間で最大20%のとされたが、地域によってはなお近とされたが、地域によってはなお近について都道府県単位を基本とするこの地方公務員の地域手当は、支給地域の地方公務員の地域手当は、支給地域の地方公務員の地域手当は、支給地域の地方公務員の地域手当は、支給地域の地方公務員の地域手当は、対象が対象がある。

討を行うこと。

討を行うこと。

があることから、地域
支障を来す懸念があることから、地域
支障を来す懸念があることから、地域

じること。の民間賃金水準を向上させる施策を講の賃金格差を是正するためにも、地方の賃金格差を是正するためにも、地方

4. 地方税財政に関すること

揮し様々な施策を着実に実施していく図るため、町村が自主性・自立性を発するとともに地方創生の更なる推進を11人口減少・少子高齢化に的確に対応

しを行うこと。 付税率の引上げを含めた抜本的な見直の確保が必要であることから、地方交の確保が必要であることから、地方交ためには、継続的に安定した自主財源

実に確保すること。
また、「新しい地方経済・生活環境を確保すること。

こと。
まっているため、全額復元に取り組む段階補正の復元については、一部に留段階補正の復元については、一部に留いおい、過去に大幅に縮減が行われた

(2)地方一般財源総額については、2024年度27年度までにおいて、2024年度と物価の好循環の実現を支えける賃金と物価の好循環の実現を支えける賃金と物価の好循環の実現を支えいすることが「骨太の方針2024」といることが「骨太の方針2024年度で明記されているが、町村が行財政運化することが「骨太の方針2024年度とよい。

いようにすること。 (3)所得税の基礎控除等の検討において

政運営に支障が生じないよう、必要な方税財源への影響を勘案し、町村の財費」的な性格を踏まえるとともに、地直しを行う場合には、「地域社会の会値しを行う場合には、「地域社会の会の個人住民税の基礎控除等の更なる見

環境 を揺るがす見直しは断じて行わない見直 安定した基幹税であることから、国の方交 61固定資産税は、町村財政を支える財源 安定財源を確保すること。

(6) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や(6) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や財別の確保を前提としつつ、地方の分に踏まえるとともに、安定的な地方検討を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方検討を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方が開放の確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実施できるよりで、社会では、地方の更新・老朽に対策やいる。

ることから、現行制度を断固堅持すけにおいて極めて貴重な財源となって対において場利用税(交付金)は、市町のゴルフ場利用税(交付金)は、市町の

5. 地域のデジタル化の推進に関

は、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に関連する全ての費用を、 を費等、移行に関連する全ての費用を、 があることや、補助対象外とされてい なで費用や影響を受けるシステムの改 にな費用や影響を受けるシステムの改 にな費用や影響を受けるシステムの改 にな費用や影響を受けるシステムので にで、デジタル基盤改革支援補助金で いて、デジタル基盤改革支援補助金で いて、デジタル基盤改革支援補助金で いて、デジタル基盤改革支援補助金で

については、多くの町村で移行前より②標準準拠システム移行後の運用費用

い の責任において全額国費で措置する幹 前の運用費用を上回る分について、国の 置することができないことから、移行る 付税措置では必要な費用を確実に措大幅に増加する見込みである。普通交

すること。 ニーズを踏まえた人的支援を更に充実る課題となっていることから、現場の専門人材の確保・育成が将来にわた

を行った上で検討を行うこと。 (4)デジタル行財政改革における新たは、既存の業務・システムを分けな業務により導入するシステムを分けな業務により導入するシステムを分け際には、既存の業務・システムを分け際には、既存の業務・システムを検討するにはがすること。その際、20業務の標準拠システムへの移行(進め方、費には、既存の業務・システムを検討する共通化すべき業務システムを検討する

6.脱炭素社会等の推進に関する

できる十分な財源を継続的、安定的に脱炭素化に取り組む全ての町村を支援を図るとともに、地域の特性に応じてう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充さいでは、先行地域のみならず、意については、先行地域のみならず、意2地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金2地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金

確保すること。

を確保すること。 間の延長を図るとともに、十分な財源 (4)令和7年度末で期限を迎える「脱炭 とともに、予算の大幅拡充を図ること。 進事業」を令和8年度以降も継続する 自立・分散型エネルギー設備等導入推 脱炭素化を同時実現する公共施設への に資するため、「地域レジリエンス・ ③災害時の公共施設のエネルギー確保 素化推進事業債」については、事業期

的なごみ処理計画に支障が生じること 形成推進交付金については、予算不足 物処理施設の整備に関し、循環型社会 を確実に確保すること。 がないよう、当初予算において所要額 による事業の先送りなど、町村の計画 全国的に更新時期を迎えている廃棄

確立を図ること。

7. 地域医療、 国民健康保険に関すること 介護保険制度及び

町

療・介護等の専門人材の確保が困難と

条件不利地域等町村部において、医

②地方における医師不足は深刻化して 多様な人材の確保・育成及び離職防止・ なっていることから、職員の処遇改善 早急に確立するとともに、地域の実情 地域偏在を抜本的に解消する仕組みを 務義務付けなど、医師の診療科偏在・ いるため、定員配置等の規制的手法の すること。 定着促進等総合的な対策を強力に推進 過疎地域等での一定期間の勤

> 門を抱える自治体病院に対し、経営の を踏まえた一層の財政措置を講じる 安定化を図るため、物価高や賃上げ等 (3)地域医療を確保するために不採算部

るとともに持続可能な介護保険制度の るため国は責任をもって財源を確保す から、将来にわたり安定的な制度とす 保険料の更なる高騰が懸念されること (4)介護給付費の増加による被保険者の ともに、実施すること。 酬の中間年改定の仕組みを創設すると また、社会経済情勢に応じた診療報

8

ど、国保基盤の強化を図ること。 体の実情に応じて財政支援を講じるな 円の公費投入を確実に実施するととも る改革となるよう、毎年3、400億 ⑥平成30年度の国保制度改革が実効あ 応じた新たな支援策を構築すること。 の仕組みを設けるなど、地域の実情に 移動時間などを考慮した報酬上の評価 とから、サービスの継続を図るため 系サービスの移動負担が大きい等の理 (5)中山間地域や離島においては、 由により事業者の撤退が進んでいるこ 今後の医療費や保険料(税)の賦 加入者の動向等を踏まえ、各自治

の責任において必要な財政措置を講じ 財政負担が生じることのないよう、国 (7)国保総合システムの開発や運用に当 市町村等保険者に追加的な

療情報プラットフォームの構築等に係 (8)医療D×の推進については、

組みを構築すること。

に合った柔軟で実効ある需給調整の仕

ること。 を十分に踏まえ、必要な支援策を講じ る具体的な情報を早期に示すととも 自治体や医療機関ごとの進捗状況

町村や保険者・被保険者等関係者の理 解が得られるよう、丁寧に協議を行う また、費用負担の在り方については、

少子化対策とこども・子育て 政策の推進に関すること

ركح て支援に取り組むことができるよう、 る場合には必要な財源の確保を行う を行うとともに、仮に地方負担が生じ 国の責任において制度の拡充・見直し (1)全ての町村が積極的にこども・子育

同時実施を前提とした具体的方策を早 当たっては、町村現場の実情や意見を ②学校給食費の無償化を制度化するに じた上で実施すること。 の責任と財源において必要な措置を講 生じることのないよう、 ども・子育て支援施策に地域間格差が 十分に踏まえつつ、小学校・中学校の 施すべき総合的な施策については、 また、自治体の財政力等によってこ 全国一律に実 玉

遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こ ③地域における保育サービスを持続的 に提供できるよう、保育士の養成や処)など一層の人材確保に取り組むこと。

ては全額国費で措置すること。

期に示すこと。また、費用負担につい

9 地域共生社会の実現に関する

町村が、地域の実情に合わせた事業を 置を講じること。 算額を確保するとともに適切な支援措 住民の複雑化・多様化した支援ニーズ 円滑に実施できるよう、国は十分な予 に対する包括的な支援体制を整備した 地域共生社会の実現に向けて、

10 教育施策等の推進に関すること

②GIGAスクール構想で整備された 教職員定数の削減は行わないこと。 ことから、少子化を理由として、 の衰退を招き、地方創生にも逆行する 小・中学校の消滅は、地域コミュニティ (1)地域住民のよりどころとなっている 措置を講じること。 いては、国の責任において必要な財政 的な学校の統廃合につながる機械的な 一人一台端末等の更新に係る費用につ

7年度に減額された学校施設環境改善 ラウンドの整備等の町村が実施を計画 予算額を確保すること。 画的に実施できるよう、実際の経費と 設置、トイレ改修、学校給食施設、 震化や老朽化対策と併せ、空調設備の ③公立小・中学校施設等について、 交付金の予算を大幅に増額し、 交付額の乖離をなくすとともに、 している教育環境整備に係る事業が計 令和 グ

な支援を行うこと。 財政措置を充実させるとともに、必要 (4)学校の統廃合に要する経費に対する

報

活動

動が円滑に実施できる制度とすること。的に考慮し、どの地域においても部活でなく、地域連携等も選択できるようの意見等を十分踏まえ、地域展開だけの意見等を十分踏まえ、地域展開だけり部活動の在り方等については、現場

11. 農林水産業に関すること

(1)食料の持続的な供給に加え、農業収(1)食料の持続的な供給に加え、農業収の予算とは別枠で必要かつ十分な予算の予算とは別枠で必要かつ十分な予算を確保すること。

称)」を創設すること。

称文を共有し、政策の内容や財源の在す姿を共有し、政策の内容や財源の在党する国と自治体との協議の場を設け関する国と自治体との協議の場を設け関する国と自治体との協議の場を設け関する国と自治体が農村社会の目指する。

対する適切な対策を講じるとともに、⑶米価を中心とする食料価格の高騰に

の取組等を総合的に推進すること。う有効な所得向上対策を講じること。う有効な所得向上対策を講じること。う有効な所得向上対策を講じること。は人口減少下にあっても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の 農産物の供給機能及び多面的機能が発 と できました。

こと。
多様な農業者に対する支援を強化するため、多様な担い手の確保・育成及びまた、農業生産基盤の確保等を図る

援の対象とすること。
とから、新たな集落協定についても支動と集落機能の維持は不可分であるこ集落機能強化加算については、営農活集落機能強化加算については、営農活

はいよう、きめ細かな対応をすること。 ほり要件の見直しに伴う現場の混乱がに向け、関係予算の増額等将来を見据に向け、関係予算の増額等将来を見据に向け、関係予算の増額等将来を見据に向け、関係予算の増額等将来を見据の変化等に長期的に対応し得る農林水の変化等に長期的に対応し得る農林水の変化等に長期的に対応し得る農林水の変化等に長期的に対応しる。

8) 審産・酪農農家の離農が相次いでいまた、対象作物の拡大に当たっては、また、対象作物の拡大に当たっては、すること。

(8) 畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごと

拡大の実現に向けた対策の充実強化、拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費また、生乳の安定的な生産と、輸出

要な支援策を講じること。 要な支援策を講じること。 の米国の関税措置への対応に当たって の米国の関税措置への対応に当たっては、農産物の輸出のみならず国内の生は、農産物の輸出のみならず国内の生 産基盤にも大きな影響を与えることから、措置の見直しを強く求めるとともに、農林水産業全般に対する影響を分に、農林水産業全般に対する影響を分に、農林水産業全般に対する影響を分析し、影響を受ける事業者に対する必有し、影響を受ける事業者に対する必有に、

もに、森林の持続可能性の確保や多面また、国産材の需要拡大を図るとと画を策定し、着実に実施すること。回を策定し、着実に実施すること。に当たっては、地域の実情に即した計()次期「森林・林業基本計画」の策定

着実に実施すること。

北や漁業者の所得向上に向けた取組を理、水産業の成長産業化、漁村の活性改革」に基づき、水産資源の適切な管改革」に基づき、水産資源の適切な管

森林の保護・育成に十分な支援を行う的機能の強化を図るべく、再造林など

ること。

(2)海や漁村の地域資源や漁港の活用に対策の拡充を図ること。担い手の育成、確保、就業相談等の諸担い手の育成、確保、就業相談等の諸

お財源を確保すること。(問農林水産公共予算については、必的な発展を図ること。

よる「海業」を積極的に推進し、

持続

12. 国土政策に関すること

⑴社会資本整備総合交付金及び防災

ること。

ること。

ること。

持のため、更なる積極的な施策を講じ持のため、更なる積極的な施策を講じることから、地域公共交通の確保・維の足の確保は、集落機能を維持し、住の足の確保は、集落機能を維持し、住を充実強化すること。

含めた支援を充実強化すること。直しや町村の取組に対する財政措置をいては、地域の実情に応じた規制の見タクシー、自家用有償旅客運送等につタクシー、自家用有償旅客運送等につ

こと。 また、地域の鉄道の在り方についてまた、地域の鉄道の在り方についてまた、地域の共交通の再構築に関する取に、地域公共交通の再構築協議会により検討を行う場合に再構築協議会により検討を行う場合に再構築協議会により検討を行う場合に

出年、建設費の高騰等が続いていいの近年、建設費の高騰等が続いていいることから、町村が実施する事業にのいることから、町村が実施する事業にの近年、建設費の高騰等が続いてい

令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望

1 大規模震災・豪雨災害等から の復旧・復興と全国的な防災 減災対策、 国土強靱化の強化

難生活を余儀なくされているなど、 期的な課題がある。東京電力福島第 むね完了したが、心のケア等、中長 の再建・復興まちづくりなどはおお 度を迎えた。地震・津波被災地域では 依然として厳しい状況に置かれてい いまだ多くの住民が故郷を離れ、避 これまでの復興事業により、住まい 第2期復興・創生期間」は、最終年 原発事故の影響を受けた地域では、 東日本大震災から14年が経過し

解決していく極めて重要な期間であ 推進していく必要がある。 、これまで以上に力強く復興施策を 次の5年間は、 復興に向けた課題を

町

が不可欠である。 再建に向けて、 は脆弱であり、 ころであるが、被災町村の財政基盤 げて復旧・復興に取り組んでいると じている。 の生活や地域産業に多大な影響が牛 に甚大な被害をもたらし、 令和6年能登半島地震は、 被災町村では、 迅速な復旧と生活の 国による強力な支援 全力を挙 人的·物的 地域住民

的・物的に甚大な被害が発生するとと 大型台風、大雪、林野火災により、人 また、近年頻発する記録的な豪雨や、 産業や観光業等に多大な影響が

> 生じており、復旧・復興には国による 万全な支援が不可欠である。

が急務である。 その後の台風・豪雨等災害を教訓と を最小限にとどめるため、大地震や すい国土であることから、その被害 な山地や河川が多く、災害を受けや した全国的な防災・減災対策の強化 我が国は、 地震列島であり、 急峻

よって、国は次の事項を実現すること。

Ι. 東日本大震災からの復興

じること。 推進できるよう、 災町村が、復興事業を着実かつ円滑に ても、引き続き、財政基盤の脆弱な被 方針」に基づき、 「第2期復興・創生期間」後におい 国は、 万全な財政措置を講 新たな「基本

ことがないよう、国は責任をもって復 ること。 興・復旧に要する財源を確実に確保す 復興事業の着実な実施に影響を及ぼす 課税期間の延長を行うに当たっては、 組む体制を構築すること。 省庁体制で復興及び諸課題解決に取り るとともに、復興庁を司令塔として全 実施できるよう、十分な予算を確保す を十分に踏まえ、 復興庁については、被災町村の意見 復興特別所得税の税率引下げ及び 必要な事業が確実に

ける万全な財政支援等 「第2期復興・創生期間」 後にお

ること。

備等、引き続き国による支援を継続す

3 医療・福祉サービスの確保等被災

財政支援を継続すること。

ては、派遣元・派遣先自治体に対する

サービスを安定的・持続的に提供する ため、必要な医療職・介護職等の確保 、被災者・避難者に対する医療・福

児童・生徒及び教職員の心のケアにつ においては、人口減少・高齢化が大き いて、十分な支援を行うこと。 (2)高齢者を始めとする被災者・避難者 等十分な支援を行うこと。 大震災により大きな被害を受けた地域 ⑴農林水産業の復興事業の完了後も な課題である。担い手確保や施設の整 地域産業の復興支援

射性物質を迅速かつ効率的に検査する 又は証明書を要求する国・地域が、 評被害により、日本産食品の輸入停止、 を強力に推進すること。 る輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉 方法を開発するとともに、 在でもなお多数に及んでいるため、 ②東京電力福島第一原発事故に伴う風 諸外国によ 放 現

まえ着実に推進すること。 するまでの間、現地の意見を十分に踏 5. 復興事業については、 等災害復旧事業及び中小企業再生支援 事業を引き続き継続すること。 を行うため、中小企業組合等共同施設 解決に向け、 ⑶被災した事業者の二重債務問題等の 引き続き債権買取支援等 復興が完了

被災市町村に対する職員派遣につい 被災市町村への人的支援

6

 \mathbb{I} 原子力災害対策

者・避難者への支援

原子力災害からの復興

すること。 組み、復興を支えるための制度を確保 立って取り組むとともに、切れ目なく ることができるよう、 安心感を持って中長期的に復興を進め 福島の復興に引き続き国が前面に 十分な財源と枠

2. 福島第一・福島第二原子力発電所 つ着実に進めること。 廃炉に向けた取組については、 の廃炉に向けた取組の安全確保 ⑴福島第一・福島第二原子力発電所の 安全か

ح کے を挙げて取り組み、確実に結果を出す ⑵福島第一原子力発電所の廃炉に当 英知を結集し、国が前面に立ち、総力 長期ロードマップ」に基づき、世界の たっては、安全を最優先として、「中

ドマップ」の目標達成や進捗管理に の実現に向け、引き続き「中長期ロー 場におけるリスク管理を徹底させ、 出しなどリスクの高い作業に向け、 にするとともに、安全かつ着実な廃炉 辺環境に影響を与えることのないよう しっかりと取り組むこと。 特に、 使用済燃料や燃料デブリの取 周 現

料デブリを含む放射性廃棄物について 体的な議論を進め、適切に処分する 法が明記されていない使用済燃料や燃 ③中長期ロードマップに処理・処分方 任において、その処理・処分方法の具 原子力政策を推進してきた国の責

また、 福島第二原子力発電所の使用

また、設備や環境モニタリングの値

る責任ある対応 保に国としても積極的に取り組むこと。 を管理できる人材の計画的な育成・確 (4)今後の廃炉作業を担う作業員や現場 な議論を進め、適切に処分すること。 済燃料についても、 ALPS処理水の海洋放出に関す 処分方法の具体的

会いによる環境モニタリングの実施な 安全対策を一層講じること。 実施するとともに、地元関係者等の立 理過程の透明性を確保した上で確実に の未然防止に取り組むことに加え、 釈放出設備の安全性の向上やトラブル るまでの長期間にわたることから、 |処理水の海洋放出は、 廃炉が完了す 客観性、透明性及び信頼性の高い 、 処 希

希釈放出設備の運転状況などについ 状況、環境モニタリング結果に加え、 実に基づく情報を積極的に発信するな 透明性の確保に取り組み、 際機関と連携し、第三者による監視と 続的に行うとともに、IAEA等の国 処理水に含まれる放射性物質の濃度や ⑵トリチウムに関する科学的な性質 に、正確で分かりやすい情報発信を行 速かつ確実に放出を停止するととも などに異常が確認された場合には、迅 国内外の理解醸成に向け、 正確で分かりやすい情報発信を継 国内外におけるトリチウムの処分 科学的な事 不断の

させないよう、農林水産業や観光業を ③処理水の海洋放出による風評を発生

取組を行うこと。

9

容の見直しや追加対策を柔軟に講じる 評対策に責任をもって取り組むととも はじめ、 に、対策の効果などを確認し、支援内 幅広い業種に対する万全な風

組むこと。 でいけるよう必要な対策の強化に取り 生業を継続し、次世代へ確実につない 特に、水産業については、安心して

つ確実な賠償を東京電力に行わせる 国が最後まで責任をもって、 間や地域、 が発生した場合には、 さらに、 業種を限定することなく 対策を講じても風評被害 律に賠償期 迅速か

り組むこと。 界の英知を結集させ、総力を挙げて取 トリチウム分離技術の確立に向け、世 これまで以上に抑制させるとともに、 (4)処理水の元となる汚染水の発生量を

者等への支援の充実 住民帰還に向けた環境整備と被災

帰還に向けた環境整備を更に促進する の構築、魅力ある働く場づくりなど 営業継続、 生活再建支援とともに、教育、 希望を持てるよう、帰還者への十分な 介護・福祉、 避難指示を受けた住民全てが将来に 道路整備、地域公共交通網 商業施設の復旧・再開 医療

に向けた支援を強化すること。 師·看護職員、 が依然として深刻であることから、医 特に、保健医療福祉を担う人材不足 介護職員等の人材確保

②避難指示が解除された市町村への移

住・定住の促進や交流・関係人口の拡 大に向けた予算を十分確保するととも 魅力あるまちづくりへの支援を行

事業実施前に除染を行うなど国が責任

荒廃抑制及び再生のための支援につ 整備に対する継続した支援や農地の を図ること。 いて、十分な財政措置を含め、 を促進させるため、 ⑶特定復興再生拠点区域の機能強化 復興拠点施設の

充実

住民が一日も早く帰還できるよう責任 (4)特定帰還居住区域の早期の避難指示 を持って取り組むこと。 細かに支援し、帰還意向のある全ての 整備や営農再開に向けた取組等をきめ る除染の確実な実施に加え、インフラ 意向を十分に踏まえ、当該区域におけ よる住民の個別の事情や地元自治体の 解除に向け、避難が長期化したことに 間貯蔵施設への搬入を決定すること。 以上の建設発生土について、早急に中 また、現場保管が続く8、000B/kg

農家の意向に応じて、 少なからずいることから、特定帰還 営農再開を目的とした住民、 周辺の農地の除染が必要であるほか 居住区域外の農地についても、 いのための農業再開を目指す住民も で安全・安心に暮らすためには自宅 に含めて除染を行うなど、 また、帰還意向のある住民が故郷 柔軟に対応す 市町村や 生きが 区域

て、復興の妨げとなることがないよう、 伴い発生する高線量の土壌等につい (5)特定帰還居住区域のインフラ整備に

> 示し、 取り組むこと。 解除に向けて最後まで責任をもって 続き、地元町村と真摯に協議を重ね、 の施設更新等の課題について、 経年劣化が進んでいる道路・河川等 切な保全、 (6)特定復興再生拠点区域及び特定帰 をもって必要な措置を講じること。 その意向を十分踏まえながら方針を 地や家屋の取扱いや森林・農村の適 還居住区域の両区域外の残された土 帰還困難区域全ての避難指示 避難指示の長期化に伴い 引き

被害防止対策を講じること。 が周辺地域を含め、 (8)避難指示区域等で増殖した野生鳥獣 援を講じること。 火対策を更に強化するため、十分な支 環境整備を進めるため、 していることから、住民帰還に向けた 甚大な被害を及ぼ 抜本的な鳥獣

(7)避難指示解除区域における防犯・防

の意見や地域の実情に十分配慮し、 ⑩子ども・被災者生活支援法に基づ ケア等の取組への支援を強化すること。 ⑨災害時要配慮者である高齢者や障害 ること。 真に被災者が必要とする施策を講じ く施策の実施に当たっては、 者、乳幼児などに対する見守りや心の 被災者

じること。 影響は将来的に顕在化するとされて や疾病予防、 る他の地域の住民に対する健康検査 いるため、 また、 放射性物質の健康に対する 福島県や影響が及んでい 治療等に万全の措置を講

速に行わせること。

害の実態に見合った賠償を確実かつ迅

を推進すること。 いじめや風評、 することができるよう、福島特措法に 福島県の実情に係る知識を正しく理解 川全国の児童生徒及び国民が放射線や への支援をしっかりと行うとともに、 基づき、教育委員会や学校が行う取組 差別等を防止する教育

を行うこと。 踏まえ、地域の実情に応じた制度運用 を確保するとともに、市町村の意見を 創出企業立地補助金について、 促進させるため、自立・帰還支援雇用 (2)原子力災害地域での企業誘致を更に キームの下での制度継続と十分な予算 現行ス

確保すること。 再開関連事業を継続し、 続的な取組が不可欠であるので、 るためには、 (4)避難地域の営農再開を滞りなく進め る場合には、必要な措置を講じること。 いて、営農再開時に不具合が生じてい 等の仮置き場から返地された農地にお 13)避難地域において、除染や除去土壌 地域の実情を踏まえた継 十分な予算を 営農

成を支援すること。 展開支援事業の予算を確保し、 速させるため、 特定復興再生拠点区域の営農再開を加 また、避難指示解除の遅れた地域や 福島県高付加価値産地 産地形

(第三種郵便物認可)

請求未了者への周知等 原子力損害の賠償に当たっては、 被害の実態に見合った賠償と賠償 被

きの周知や相談等を始め、 また、賠償請求未了者への請求手続 商工業者·

> る限り、確実に賠償させること。 農林業者の営業損害や個別請求に対 相当因果関係がある損害が継続す 誠意ある対応を徹底させるととも

させること。 支払った経費についても、 費用やそれに伴う人件費、 向けた取組等の行政費用等、 さらに、放射性物質に係る各種検査 確実に負担 風評払拭に 市町村が

性廃棄物処理の加速化 6 フォローアップ除染の実施と放射

(2)間伐等の森林整備と放射性物質対策 国が確実に負担すること。 実に実施するとともに、必要な経費は 後の線量実態に応じた必要な措置を確 一体的な実施、帰還困難区域にある

理・貯蔵すること。 福島県内の放射性廃棄物を安全に管 れる廃棄物を含め、国が責任をもって 特定廃棄物埋立処分事業により処分さ 壌等の搬入を着実に進めるとともに、 送に係る実施計画」に基づき、除去土 「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸

な理解・信頼の醸成に不断の取組を進 の必要性、 において、 (4)原子力政策を推進してきた国の責任 めること。

用に向けた実用途の創出を進めること。

組の強化 取組を加速させること。 等の県外最終処分を完了できるよう、 行い、2045年3月までに除去土壌 国民の目に見える形で進捗管理を ⑤基本方針及びロードマップに基づ

(1)フォローアップ除染の実施など除染

要な予算を確保すること。 業が完了するまで実施できるよう、 質対策を第2期復興・創生期間後も事 農業用ダム・ため池における放射性物 必

安全性等に対する全国民的 除去土壌等の復興再生利用

また、全省庁が連携し、 復興再生利

風評払拭及び風化防止に向けた取

ること。 ついて、 ら、市町村が行う取組への財政支援に 光誘客の促進、教育旅行の回復に向け 伴う風評払拭及び風化防止に向け、 (1)「風評払拭・リスクコミュニケーショ た継続的な取組が重要であることか 回復・開拓やインバウンドを含めた観 ること。とりわけ、福島県産品の販路 ン強化戦略」に基づき、 内外に対する正確な情報発信を強化す 十分な財源を継続的に確保す 原子力災害に 玉

延長すること。 う場合に活用できる課税の特例措置を また、事業者が風評対策の取組を行

②福島県農林水産業復興創生事業によ まで継続して実施すること。 対策について、風評の影響がなくなる る生産から流通・販売に至る総合的な

分な予算を確保すること。 結果に基づいた流通関係団体への指 れているブランド力の確立 るとともに、原子力災害により立ち遅 導・助言等必要な措置を引き続き講じ また、流通実態調査を継続し、調査 ・強化に十

8. 福島イノベーション・コースト構 想の更なる推進 、福島イノベーション・コースト構

想 (以下、 「福島イノベ構想」) を推

> 波及させること。 り生み出される成果を我が国全体へ の育成を図るとともに、本構想によ 産業の集積と交流人口の拡大、人材 被害を受けた福島県浜通りにおける 震災・原発事故により甚大な

集積、 期・安定的に運営できるよう、 既存の復興事業に支障のないよう別枠 創造的中核拠点」として、 REI」)については、「世界に冠たる め、福島国際研究教育機構 かつ安定的な支援を行うこと。 で確保するとともに、F-REIが長 よう、長期的な枠組みで必要な予算を ⑵福島イノベ構想を更に推進するた し、世界最先端の研究開発や新産業の 人材育成等の機能を発揮できる 地域と連携 (以下、「F-総合的

組むこと。 て生活できる周辺環境の整備に取り の形成を図るため、 ていくとともに、国際研究産業都市 市町村のまちづくりと緊密に連携し また、施設整備に当たっては、 研究者が安心し

されていないため、国民の信頼回復に 行政に対する国民の不安と不信が払拭 向け万全を期すこと。 ⑴原発の安全規制等については、 原発の安全規制等の在り方

映させること。 後の安全規制や原子力政策に確実に反 特に、原発事故から得た教訓等を今

全面の検証を徹底し、 (2)原発の再稼働に当たっては、 く、未曾有の自然災害等を想定した安 給の見込みだけで判断するのではな 地元自治体や住 電力需

めること。

民の納得を得た後に再稼働の是非を決

いて科学的知見に基づき見直すこと。 ともに、原子力防災対策の在り方につ 害用重機搬入路等を早急に整備すると を確保するため、緊急避難用道路や災 ③原発立地地域等の住民の安全・安心 護対策を強化すること。 :有事に備えた原子力発電施設等の防

IB \mathbb{I} ·復興対策 令和6年能登半島地震からの復

こと。 強力な支援が不可欠であることから、 興を果たしていくためには、 下記事項について特段の措置を講じる 被災町村全てが一日も早い復旧・復 国による

被災者生活の早期再建

よう支援すること。 災害公営住宅の速やかな提供が出来る 宅の入居期間延長などの柔軟な対応や 住居が必要な被災者に対し、 仮設住

援を行うこと。 ミュニティの再建など、創造的復興に おいて、新たな境界を確定させた場合 (2)液状化被害が発生し、地盤の側方流 向けたまちづくりを推進するための支 ることを踏まえ、住民の暮らしやコ ③被災町村の人口減少が深刻化してい 行うなどの措置を講じること。 とから、国が所有者に代わって登記を に土地所有者に多大な負担が生じるこ 動により宅地等の境界がずれた地域に

人的支援の拡充

11

被災市町村に対する職員派遣につい

じること。 政負担が生じないよう万全の措置を講 ては、派遣元・派遣先自治体ともに財

3

社会インフラの早期復旧

け全力を挙げること。 いる主要道路について、 の生活道路として大きな役割を担って ルについて、早期復旧を行うこと。 特に、地域の産業・経済や地域住民 全面復旧に向

ر کے のケアについて、十分な支援を講じる めとする福祉支援の必要な被災者の心 (1)児童・生徒、高齢者、 から、早期復旧に向け支援すること。 える必要不可欠な社会基盤であること ②上下水道については、住民生活を支 医療・福祉に対する支援 障害者をはじ

確保に係る支援を行うこと。 を継続するため、 ②被災地における医療・福祉サービス 地域経済の早期復興

6 産業への十分な支援を行うこと。 も早く元の生活を取り戻せるよう地域 が生じていることから、被災者が一日 害が発生し、地域経済への深刻な影響 をはじめとする中小企業等に甚大な被 林水産業関係施設や観光業・伝統産業 農地・農業水利施設・漁港などの農

税措置の拡充などの財政措置を講じ の創設・拡充や地方負担に対する交付 物価上昇等の影響も踏まえ、補助制度 活再建に向けた取組を加速するため、 被災町村の復旧・復興や被災者の生

ること。

⑴崩壊・崩落した道路・橋梁・トンネ

医療・福祉従事者の

地方交付税等による財政支援

V.

停電等、 の流出による汚染や倒木による大規模 道路・橋梁等交通インフラの寸断、 濫による大規模な浸水、土砂崩れや、 台風により、多数の死傷者や河川の氾 被害が甚大化している。

大規模地震が発生し、甚大な被害をも 熊本地震や令和6年能登半島地震等の たらしている。

タル社会を支えるインフラ基盤とし 付税をはじめとした地方財政措置によ 復興できるよう、国庫補助金や特別交 イバ網の災害復旧については、 る十分な財政支援を講じること。 特に、町村が整備している光ファ デジ

万全の支援措置を講じること。

大規模災害時に生じる内水氾濫等

財政支援の強化

いよう、国において財政措置を含めた

については、被災町村の負担とならな

害廃棄物の処理費用や処理施設の確保

大規模災害時に大量に発生する災

ること。 の町村の補助に対して財政措置を講じ ものや、農業従事者が行う復旧事業へ 点から、激甚災害指定基準に満たない 復旧事業に当たっては、早期復旧の観 また、農地、農業用施設等の小災害

を図ること。 る連携体制の構築及び財政支援の拡充 連携が重要であることから、国におけ なお、個別避難計画の策定について 介護支援専門職や福祉専門職との

害からの復旧・復興 集中豪雨・地震等による大規模災 の連携体制を強化すること。 電気、ガス、上下水道等のライフライ ンや交通インフラの早急な復旧のため ための資機材の整備を図るとともに、

2. 非常時における電源や通信確保の

近年頻発する記録的な豪雨・大型 油

また、東日本大震災以降も平成28年

3. 被災市町村に対する職員派遣につ

助内容の拡充を図ること。

引上げ等、災害救助法における応急救

に対する学用品の給与に係る限度額の 援対象条件の拡大や、被災児童・生徒

住宅の応急修理等に対する支

財政負担が生じないよう万全の措置を

いては、派遣元・派遣先自治体ともに

講じること。

したがって、被災町村が早期に復旧

ての重要性に鑑み、 置とすること。 旧と同等の国庫補助金、地方財政措 道路等の災害復

6 を図ること。 に要する経費に対し、 の対策については、 が実施できるよう、雨水排水対策事業 継続的な事業運営

ての「復旧・復興税(仮称)」の創設 災害からの早急な復旧・復興のため、 すること。 称)」の創設等、 長期的な視点に立った恒久的財源とし による基金の設置や「災害復旧国債(仮 たらす災害が頻発していることから、 近年、全国各地で甚大な被害をも 税財源の確保を検討

及び都市計画税の課税標準の特例につ 被災住宅用地に対する固定資産税 被災地の実情に応じて適用期間

認定が可能となるよう、調査手法の統 いては、迅速かつ被害の実態に即した や判定方法の簡略化を図ること。 災害に係る住家被害認定調査につ

を延長すること。

実させること。 被災者支援システムを構築するととも 導入・利用に対する財政支援を充 住家被害調査機能を搭載した

靱化の強化 全国的な防災・減災対策、 国土強

防災・減災等に資する国土強靱化基 行うこと。 町村に対し、 別措置法」が円滑に運用できるよう 係る地震防災対策の推進に関する特 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に 炎対策の推進に関する特別措置法_ 本法」「南海トラフ地震に係る地震防 やかな国民生活の実現を図るための からの復興に関する法律」「強くしな 「首都直下地震対策特別措置法」「日 「災害対策基本法」「大規模災害 技術的・財政的支援を

度・対策を整備すること。 化する自然災害に対応する必要な法制 の風水害や火山災害等、 また、頻発化する豪雨・大型台風等 国土強靱化基本計画及び国土強靱 広域化·激甚

算で措置するとともに、事業を着実に 化実施中期計画に基づく施策について 源を確保すること。 (施できるよう、安定的かつ十分な財 計画的な事業執行に有効な当初予

大規模停電や交通インフラの寸断

第3325号

な被害が発生しないよう万全な対策を 多大な影響を及ぼすことから、連鎖的 害を受けた地域以外でも住民の生活に 物流を阻害し、災害による直接的な被 等の発生は、エネルギーの供給や輸送

保できる体制を平時から整備しておく ス等については、必要に応じ早急に確 やトイレトレーラー、トレーラーハウ 耐震化に対し財政支援を強化すること。 の中枢的役割を担う役場庁舎の建替え 体育館等における耐震化、 設置、非常用電源の整備や、災害対応 災害時に緊急に必要となる給水車 空調設備の

6 6 者の活用に対する支援等を強化する 等に支障が生じる懸念があることか 国や県による人的支援や民間事業 町村では技術系職員の不足によ 老朽化したインフラの点検・改修

充し、引き続き十分な財源を確保する る必要があることから、対象事業を拡 るため、今後も計画的に浚渫を実施す 河川の氾濫による浸水被害等を防止す 「緊急浚渫推進事業」については、

確保すること。 図るとともに、 要があることから、事業期間の延長を な防災・減災事業を確実に実施する必 害防止対策事業」については、 急防災・減災事業」及び「緊急自然災 8 令和7年度末に期限を迎える「緊 引き続き十分な財源を 全国的

の拡充を図ること。

災害時に避難所として使用される

12 見直すとともに、 が発生した市町村」などの適用要件を すため、「10世帯以上の住宅全壊被害 やすく丁寧な情報発信を行うこと。 て、 進されるよう、必要額を確保すること。 災害に対する調査研究が、より一層推 同一災害による被災者世帯の公平を期 13 また、自治体との連携の下、これら 平時からの周知・広報を強化する 被災者生活再建支援法について 南海トラフ地震臨時情報につい

る世帯にも拡大すること。 壊」など日常生活に大きな支障が生じ 対象となる被災世帯を 半 の作成等に対する財政的・技術的支援 間を要することから、ハザードマップ には多額の費用や長期にわたる作成期 ハザードマップの作成及び更新等 ر کے 14

災害時の人命救助で重要とされる72時 拡充すること。 整備及び機器の更新や燃料タンクの増 間以上稼働が可能な非常電源装置等の 気自動車の購入等に対する財政支援を 民館等の小規模施設でも活用できる電 設に対する財政支援の強化を図ること。 また、災害時に非常用電源として公 地方公共団体の庁舎等について

域防災体制を早期に構築すること。 の大規模地震、津波、 るとともに、国の関係機関を含めた広 豪雨に対し、観測・監視体制を強化す 南海トラフ地震、 火山噴火、集中 首都直下地震等

発表に当たっては、分かり 支給額を増額する

> 上の優遇措置の対象エリアを拡大する 防災対策用資産の取得促進に係る税制 耐震対策緊急促進事業に係る地震

の緩和を行うこと。 市の連携体制の確認を確実に行うな 指定に当たっては、 を推進するため、 15. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策 における補助率の嵩上げ及び補助要件 災害救助法における救助実施市の 広域的な災害時に必要な物資の供 宅地耐震化推進事業 都道府県と指定都

山治水事業を推進すること。 を始めとした土砂災害防止事業及び治 よう万全を期すこと。 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業

給、役務の提供等に不均衡が生じない

必要額を確保すること。 等の危険箇所の整備を推進するため のおそれがある老朽ため池や急傾斜地 発を踏まえ、防災・減災の観点から、 在り方を再検討するほか、災害の発生 水源地域における治水やダム放流等の 最近の集中豪雨等の災害の多

進すること。 業及び地域防災対策総合治山事業を推 るため、土石流対策として火山砂防事 火山地域の防災対策に万全を期す

災害を防止するため、 図ること。 る整備を積極的に推進するとともに、 復旧に取り組めるよう柔軟な対応を 定等の手続きの簡素化など、 復旧事業の採択基準の緩和や災害査 災害復旧事業については、 改良復旧によ 、早期の 再度

講じること。 防災力向上に対する十分な財政措置を Mラジオの難聴地域の解消等、地域の また、衛星携帯電話の整備やAM・F 信施設の防災機能を強化すること。 固定電話、携帯電話等の基地局等

あるため、十分な財政支援措置を講じ 資の搬入に時間を要することが想定さ いるが、地域によっては大規模災害時 ついては普通交付税により措置されて 体制の更なる充実強化に取り組むこと。 全・安心を守るための防災・危機管理 報の提供を行うなどにより、 速かつ分かりやすい災害・危機管理情 様な情報提供手段を活用し、 には、道路の寸断等が発生し、 より多くの物資を備蓄する必要が 非常用物資の購入に要する経費に Jアラート・Lアラートを始め多 正確で迅 国民の安 支援物

を行うこと。 件を緩和するとともに補助率の引上げ り得るブロック塀等の撤去について 社会資本整備総合交付金の補助要 災害時に倒壊し通行の障害等とな

するとともに、それらの取組が継続的 置を講じること。 に実施されるよう、 する訓練・研修の取組を積極的に推進 はじめとする関係機関が連携して実施 応力を強化するため、防災を担う人材 確保・育成及び都道府県や市町村を 大規模災害に備えて地域の災害対 必要な財政支援措

住民の防災意識の向上や非常用物資の 防災庁(案)の設置に向けては

13

合的に検討すること。 の災害対応力の強化に資するよう、総 良好な避難生活環境の整備など、 備蓄体制の充実、災害発生時における 町村

化

活用した産業の振興により、地域産業

伝統産業や観光業など地域資源を

2 地方創生の推進

流れを変えることはできていない。 の促進など取組が進んだところもある が経過し、様々な地域活性化策や移住 「地方創生」が開始されてから10年 地方の人口減少や東京一極集中の

散型の国づくりを強力に推進する必要 地方創生による大胆な政策を実施し分 る必要があるが、そのためには新たな 能で住み続けられる地域づくりを進め 重要な役割を持つ農山漁村地域を守る 国土保全、脱炭素社会の構築のために る。文化・伝統の継承、食料の供給 い手不足など多くの問題が生じてい は、 ためには、都市と共創しながら持続可 農山漁村地域を多く抱える町村で 人口減少が避けられず、地域の担

よって、国は次の事項を実現すること。

るための抜本的対策を講じること。 口減少の克服と東京一極集中を是正す 市国家構想」などの取組を検証し、人 「地方創生」や「デジタル田園都

業の地方分散を強力に推進すること。 正するため、国が主導して様々な企業 業を実現し都市と地方の所得格差を是 大学・政府機関の地方移転と稼げる産 このため、 また、農林水産業の六次産業化の強 若者や女性の地域での就

> おいて実施すること。 じることのないよう国の責任と財源に 財政力の違いによって地域間格差が生 政的な負担軽減を議論する場合には 進めることにより、人口減少問題に取 の高付加価値化を支援すること。 知むこと。その際、住民に対する財 地方創生と少子化対策を一体的に

を図ること。 るものは、当該計画の添付により代 き作成している計画と内容が重複す 3 替可能とするなど事務手続の簡素化 施計画について、他の法令等に基づ に、交付申請の要件とされている実 充や取扱いの弾力化を進めるととも 交付金については、更なる使途の拡 新しい地方経済・生活環境創生

6

策を講じること。 組む地元自治体に対して、 や地方創生の担い手を育成する拠点で 少により高校の存続が喫緊の課題と あることから、高校の魅力向上に取り なっている。高校は地域コミュニティ 不利地域では、 また、過疎・中山間地域などの条件 高等学校への入学者減 特段の支援

援すること。 が促進されるよう、町村を積極的に支 の対流を促進し、地域内での経済循環 業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報 を活用したイノベーションの推進、 進、多様な地域資源とデジタル技術等 都市から地方への移住・交流の推 起

町村では、 都市からの移住の促進に

> すること。 5. 地域おこし協力隊制度について、 必要な財政支援を拡充・継続するとと おける起業支援策などを積極的に推進 すること。また、農林漁業の後継者対 力を入れて取り組んでいるところであ 地元産業の事業承継対策や地方に 情報提供を含め、その支援を拡充

版ふるさと納税(人材派遣型)など外 の拡充を図ること。 また、「地域活性化起業人」や企業

承継の対象期間を延長するなど、支援 もに、退任後の起業や伝統産業の事業

業・副業を促進すること。 デジタル技術を活用しながら多様な人 ペースの整備、ワーケーション等を一 部人材活用の支援を拡充すること。 材が地域で暮らし活躍できるよう兼 層積極的に促進すること。 サテライトオフィス、コワーキングス 地域居住」の推進を図ること。また、 深める支援の拡充を行うとともに、「二 な役割を担うことが期待されている 「関係人□」拡大と、地域との関係を 地域づくりや地域の活性化に重要 あわせて

外に居住する場合の問題点を明らかに 支援策を拡充するとともに、住所地以 した上で改善を図ること。 に問題となる子供の教育や住居などの なお、「二地域居住」を推進する際

の再生・活性化の障害となる事態も生 提としたものであり、地方創生を進め □増加・郊外スプロール化の時代を前 現行の市街化調整区域制度等は人 人口減少下での町村集落地域

促進を図ること。

を活かすため、大学と地域との連携の

条例制定権を拡大すること。

うべき基準」の参酌すべき基準化及び

地域と高等学校の連携・協働体制

時代にふさわしい土地利用制度の見直 モートワーク等を推進する田園回帰の じていることから、移住・定住やリ し・柔軟化を図ること。

うため、地域運営組織を設立・運営す 援を行うこと。 る場合の経費について、 地域課題の解決に向けた取組を行 十分な財政支

織の実情に応じた支援を行うこと。 の育成・確保について、各地域運営組 支援すること。 充実し、円滑に設立・運営できるよう いて、制度の周知や設立の相談体制を また、地域運営組織の活動の活発化 特定地域づくり事業協同組合につ 法人化した場合に必要となる人材

報

ターに対する支援を行うこと。 ぐ専門的なスキルを持つコーディネー の一層の充実を図るため、両者をつな また、大学の地域振興に役立つ知見

置されるよう、必要な人材を確保する 望する町村に適切な人材が派遣又は配 方創生伴走支援制度」については、 「地方創生人材支援制度」及び「地 希

(第三種郵便物認可)

防止・定着促進等総合的な対策を強力 となっていることから、 医療・介護等の専門人材の確保が困難 に推進すること。 多様な人材の確保・育成及び離職 条件不利地域等町村部において、 職員の処遇改

3 町村自治の確立

ならない。 づくりができる仕組みにしなければ と発想で地域の個性を活かした地域 域を創るために、町村が自らの判断 うにするとともに、魅力あふれる地 体が自主的かつ総合的に広く担うよ 住民に身近な行政は、 地方公共団

ること。 会を構築するため、 てきた役割を十分に認識し、 よって、 国は町村がこれまで果たし 次の事項を実現す 分権型計

けの廃止・縮小等 権限移譲の推進、 義務付け・ 枠付

(2)義務付け・枠付けの廃止・縮小、 を推進すること。 るとともに、権限の移譲及び規制緩和 ⑴国と地方の役割分担を一層明確化す 一従

が行えるよう適切な情報提供を行うこ その際、町村が条例化に向けて検討

避け、町村の裁量の確保に十分配慮す 置等について一律に義務付けることは 則を遵守するとともに、専任職員の配 の規定や通知等を新設しないとする原 たっては、計画等の策定を求める法令 (3)国が制度の創設・拡充を行うに当

減に資する具体的な取組を進めること。 務の見直しにより、町村の事務負担軽 また、既存の計画の統廃合や経由事

2. 地方分権改革に関する「提案募集

(4)地方公共団体が実施主体となる事業 意見を踏まえた仕様の改善を行うこ 斉調査)システムについては町村の 直しを行うとともに、調査・照会(一 ため、廃止、統合を含めた必要な見 務については、緊急性や必要性に乏 しいものや重複しているものがある

は、地方公共団体の自由度の向上を目 法に関する判断を事実上制限すること に対し、国が事業実施の有無や実施方 厳に慎むこと。 指す地方分権改革の理念に反するため

対応を求める場合には、スケジュール に、給付に係る事務費は国が全額負担 務負担を最小限のものとするととも や給付要件を早期に明示した上で、 行うこと。やむを得ず地方公共団体に る給付金については、 特に、全国一律の基準により実施す 国が直接事務を 事

するなど、 て、簡素化や様式の統一化を更に推進 (5)補助金や交付金の申請手続につい 町村の事務負担の軽減を図

村の自主性に委ねること。 を考慮し、 財産取得の予定価格の下限額について ⑥議会の議決を要する工事、製造及び ついては、それぞれの都道府県と市町 ⑦都道府県から市町村への権限移譲に 近年の物価上昇等の社会経済情勢 見直しを行うこと。

> 限り実現すること。 ⑴地方からの提案については、 可能な

さらに、町村に対する調査・照会業

いては、 件費を含め必要総枠を確保するととも の本旨に則り、あくまで想定外の事態 特例」における、国による普通地方公 ②移譲等の対象となる事務・権 共団体への指示については、地方自治 る国と普通地方公共団体との関係等の に対応する補充的なものとし、 安全に重大な影響を及ぼす事態におけ 地方自治法に規定された「国民の 必要な支援を行うこと。 財源不足が生じないよう、人

て財政措置を行うこと。 小限とするとともに、国の責任におい 踏まえた措置とし、その範囲は必要最 地方と協議の上、現場の実情を適切に また、行使される状況にあっても、

行使は絶対に行わないこと。

じること。 られるよう、 定の新規採用職員の継続的な確保が図 員の定年引上げ期間中についても、一 ⑴町村が安定的に行政サービスを提供 できる体制を維持するため、地方公務 地方公務員の制度に関すること 必要な地方財政措置を講

ととされたが、地域によってはなお近 ②地方公務員の地域手当は、支給地域 過大な差が生じている。 るほか、都市と地方の間で最大20%の 隣市町村間で支給割合に差が生じてい について都道府県単位を基本とするこ

手当の支給割合を含めて、地方公務員 支障を来す懸念があることから、地域 このことにより、町村の人材確保に

報

週

討を行うこと。 給与の格差の在り方について早期に検

じること。 の民間賃金水準を向上させる施策を講 の賃金格差を是正するためにも、 また、地域手当を含めた都市と地方 広域連携は本来自主的に行うべき 市町村合併は本来自主的に行うべ 地方

ものであり、強制しないこと。 きものであり、強制しないこと。 道州制は導入しないこと。

4 町村財政基盤の確立

タル社会の推進等が喫緊の課題となっ 組んでいく必要がある。 ており、国、地方挙げて積極的に取り 齢化への的確な対応と地方創生、デジ 現在我が国では、 人口減少・少子高

である。 サービスを着実に実施していくために 積し、町村の財政需要が増大している。 村の財政基盤を強化することが不可欠 により、地方の自主財源を拡充し、町 系の構築や地方交付税の安定的確保等 地方創生を積極的に進めていくととも 脱炭素化など、取り組むべき課題が山 減災対策、 町村が、自主性・自立性を発揮して、 さらに、こども・子育て政策や防災 偏在性の小さい安定的な地方税体 地域の実情に応じた様々な行政 公共施設等の老朽化対策

よって、国は次の事項を実現すること。

⑴地方税は、地方自主財源の根幹をな 町村税源の充実強化

> 直すこと。 うよう、国税と地方税の税源配分を見 入の比率における大きな乖離を縮小 ①国と地方の最終支出の比率と租税収 み 実質的に担保するものであることに鑑 し 、次により、その充実強化を図ること。 地方が担うべき事務と責任に見合 地域の自主性及び自立性の向上を

を基本とすること。 ていることから、充実強化を図ること 支える基幹税として重要な役割を担っ ては、この税が、地域住民サービスを ②個人住民税の充実確保等 性の比較的大きい税目構成とすること。 成とし、地方交付税の原資は地域偏在 ②地方税は地域偏在性の小さい税目構 ①個人住民税の在り方の検討に当たっ

性格や仕組みを踏まえること。 ることや応益課税の観点から比例税率 により課税されていることなど、)能力に応じ広く分任する性格を有す その際、地域社会の費用負担を住民 その

いこと。 や政策誘導的な控除の拡大は行わな ながるような新たな税額控除の導入 踏まえつつ、課税ベースの縮小につ また、個人住民税の役割や性格を

安定財源を確保すること。 政運営に支障が生じないよう、 費」的な性格を踏まえるとともに、地 直しを行う場合には、「地域社会の会 ②個人住民税の基礎控除等の更なる見 方税財源への影響を勘案し、 町村の財 必要な

化のための抜本的な方策の検討に当 ③道府県民税利子割の税収帰属の適正

重要である。

ること。 いるから 交付され たっては、

(3)固定資産税の安定的確保 ①固定資産税については、

を進めること。 いて検討するなど、負担水準の均衡化 担調整措置の据置措置等の見直しにつ 平性等の観点から、商業地等に係る負 の地価の動向等を踏まえ、税負担の公 ②土地の負担調整措置について、近年

き検討し所要の見直しを行うこと。 資産税の充実確保の観点から、引き続 の公平性や市町村の基幹税である固定

に係る減額措置については、税制上支 例割合を縮小するとともに、新築住宅 特に、住宅用地特例については、 特

⑤道路・橋梁等の更新・老朽化対策や 課税方式を堅持すること。 となっていることから現行の収入金額 きく貢献しており、法人事業税収の一 (4)電気・ガス供給業に対する法人事業 防災・減災事業が確実に実施できるよ 定割合は市町村へ交付され貴重な財源 税については、地方税収の安定化に大 社会インフラ財源の確保は極めて

税収の一定割合は市町村へ 町村の貴重な財源となって 地方の意見を十分に踏まえ

支える安定した基幹税であることか わないこと。 度の根幹を揺るがす見直しは断じて行 ら、国の経済対策に用いることや、 町村財政を 制

③税負担軽減措置等について、税負担

援すべき住宅への重点化等を検討する

ر کے ている自動車の利用実態を考慮する には、地方の意見を十分に踏まえると 前提としつつ、地方の生活の足となっ ともに、安定的な地方税財源の確保を 長期的な視点に立って検討を行う場合 自動車関係諸税の在り方について中

な確保を図ること。 (6)市町村たばこ税は、 現行制度を堅持し、継続的かつ安定的 く取り組めるよう、使途に制約のない など望まない受動喫煙防止対策に幅広 般財源となっており、 村にとって町村財政を支える貴重な一 税源の乏しい町 分煙施設の整備

(ア)ゴルフ場利用税 (交付金) なっている。 市町村において極めて貴重な財源と れ、特に財源に乏しく山林原野の多い の7割がゴルフ場所在市町村に交付さ は、

対応しており、地域振興を図る上でも 農薬・水質調査等の環境対策、消防・ 不可欠な財源となっている。 救急など、ゴルフ場特有の行政需要に 路の整備・維持管理や災害防止対策 所在市町村においては、 アクセス道

断固堅持すること。 安定的な財源はあり得ず、 ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ 現行制度を

めの環境を整備すること。 (8)地方創生応援税制 きるよう、その活用を一層促進するた 版総合戦略に盛り込まれた施策を着実 納税)については、 に実施し、成果ある地方創生が実現で 全国の町村が地方 (企業版ふるさと

(9)入湯税は、環境衛生施設や消防施設

を堅持すること。 財源となっていることから の整備及び観光振興等に資する貴重な 現行制度

町村の理解を得ながら進めること。 向上、納税者の利便性の向上等の観点 川町村の税務事務の効率化・正確性の 見地から、 ついては、 方財政措置等を講じることも含めて から電子化を進める際には、 地方税における税負担軽減措置等に また、全ての町村が基幹税務システ 更に整理合理化すること。 租税負担の公平性を期する 所要の地

(2)学校給食費等の徴収に関する公会計 支援を講じること。 費等、必要な費用について十分な財政 化等の推進に係る業務システムの導入 政的支援を講じること。 ムの標準化の取組を円滑に行えるよ 専門人材の確保に関する支援や財

地方交付税の充実確保等

図るため、町村が自主性・自立性を発 するとともに地方創生の更なる推進を 付税率の引上げを含めた抜本的な見直 を行うこと。 確保が必要であることから、 ;し様々な施策を着実に実施していく 人口減少・少子高齢化に的確に対応 継続的に安定した自主財源 地方交

町

増加等による財政需要を的確に反映 を拡充・継続するとともに、 創生事業費」や「地域社会再生事業費」 民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費 増加や金利上昇を踏まえた公債費の また、「新しい地方経済・生活環境 地方交付税等の一般財源総額を確 物価高や

第3325号

いようにすること。 は、 ③所得税の基礎控除等の検討において 等の一般財源総額を増額確保すること。 営を安定的に行えるよう、 化することが「骨太の方針2024. る地方行財政基盤の持続性を確保・強 ける賃金と物価の好循環の実現を支え 実質的に同水準を確保して、 地方財政計画の水準を下回らないよう 27年度までにおいて、2024年度 (2)地方一般財源総額については、20 実に確保すること。 に明記されているが、町村が行財政運 地方財政に影響を及ぼすことのな 地方交付税 地域にお

的に交付税総額の確保を図ること。 あり、臨時財政対策債に頼らず、安定 を含めた抜本的な改革等を行うべきで の廃止や地方交付税の法定率の引上げ 厳しい地方財政の現状等を踏まえ、そ (4)臨時財政対策債については、 極めて

に努めること。 また、引き続き発行額の縮減・抑制

これを堅持すること。 財源保障機能」は不可欠であるので 住民にも一定のサービスが提供できる 財源調整機能」と、「どの地域に住む において、地方交付税の有する「地方 (5)税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村 公共団体間の財源の不均衡を調整する

や財政力の弱い町村において、 税の算定に当たっては、条件不利地域 いるため、全額復元に取り組むこと。 正の復元については、一部に留まって (6)過去に大幅に縮減が行われた段階補 「地方創生推進費」に係る地方交付

> 政健全化に努めること。 (8) 交付税特会借入金の償還について あることを十分考慮すること。 ためには、 少の克服・地方創生の目的を達成する 償還計画のとおり確実に行い 長期にわたる取組が必要で 財

町村の財政運営に支障を生じないよう あることから、そうした実態を踏まえ 地域や離島等では民間委託そのものが スト比較になじまないことや、中山間 的な条件など、歳出削減努力以外の差 もそも行政コストの差は、人口や地理 10 基準財政需要額の算定について、そ 支障を来すことのないようにすること。 確保をはじめ、生活交通の確保、地域 (9)地域の医療・保健・福祉サービスの 十分配慮すること。 によるところが大きく、一律の行政コ に反映して、 を抱える町村の多様な財政需要を的確 山村、離島、半島、豪雪等不利な条件 定需要の見直しを行う場合には、過疎 て大きな課題であり、今後交付税の質 コミュニティの維持等は、町村にとっ 困難なところもあるなど実態は様々で 個別町村の行財政運営に

体の行財政改革により生み出された財 夫する必要があるとの議論について 計画に反映されるよう、計画策定を下 川業務改革の取組等の成果が地方財政 ブが阻害されることから、 なくし、創意工夫を行うインセンティ 意欲を損ねることのないよう、地方団 その分地方の財源が減少すること 地方の努力により行政コストを下 地方が自らの行政の無駄を 地方の改革

> 名称を「地方共有税」(「地方交付税交 り、その性格を制度上明確にするため、 (2)地方交付税は地方固有の財源であ 源は必ず地方に還元すること。 に変更すること。 付金」については「地方共有税調整金」)

رح (3)地方交付税(地方共有税)は、 方共有税)特別会計に直接繰り入れる 般会計を経由せずに地方交付税(地

地方債の充実改善

3

の所要総額を確保すること。 組等を着実に推進できるよう、 等の老朽化対策及び地域活性化への取 (1)町村が、防災・減災対策、 公共施設 地方債

象事業を拡充するとともに、 の公的資金を安定的に確保すること。 を充実強化すること。 ②公共施設等適正管理推進事業債の対 団体金融機構資金といった長期・低利 等を踏まえ、財政融資資金や地方公共 町村は資金調達力が弱いこと 財政措置

じること。 障を生じることのないよう、 (3)累積する地方債の元利償還について 置率の引上げ等、 は 将来において町村の財政運営に支 万全の財政措置を講 交付税措

対する財源措置の充実を図ること。 する広域連携事業や広域的に活用され (4)過疎地域と非過疎地域が共同で実施 る施設整備については、 非過疎地域に

5 デジタル化施策の推進

性・特性を最大限に引き出し、 全国の町村が、それぞれの地域の個 地域の

週

報

町村においては、自治体DXやデジタ が、今後、更に積極的に対応していか 懸命に取り組んでいるところである ル技術を活用した地域の課題解決等に 持続性を追求しながら、かけがえのな なければならない。 への対応は必須である。そのため 存在であり続けるためには、デジタ

よって、国は次の事項を実現すること。

地方公共団体の情報システム標準

いて、デジタル基盤改革支援補助金で 国の責任において全額国費で措置する 修費等、移行に関連する全ての費用を、 たな費用や影響を受けるシステムの改 る経費が多いことから、移行に係る新 があることや、補助対象外とされてい ステム移行に必要な額に達しない町村 標準準拠システムへの移行費用につ 町村ごとに上限額が定められ、シ

(3)各町村におけるシステム整備状況等 ないことから、移行前の運用費用を上 要な費用を確実に措置することができ 見込みである。普通交付税措置では必 ②システムの運用費用については、 額国費で措置すること。 回る分について、国の責任において全 くの町村で移行前より大幅に増加する

費等に関する相談体制を充実するな で柔軟な対応を行うとともに、特に経 丁寧に聴き、状況に応じたきめ細やか 状況も異なることから、町村の意見を 置かれている状況は様々であり、 進捗

> 的な財政支援を行うこと。 きな課題となっていることから、積極 の乏しい町村にとって、財政負担が大 フォーメーション(DX)の推進に当 2. た支援を強化すること。 たっては、財政規模が小さく自主財源 `町村におけるデジタルトランス 行政のデジタル化等

すること。 ニーズを踏まえた人的支援を更に充実 る課題となっていることから、現場 ②専門人材の確保・育成が将来にわた う、国において必要な措置を講じる 等しくサービスの向上を享受できるよ なく、社会的弱者を含む全ての住民が 地域がデジタル化に取り残されること また、条件不利地域を含めた全ての

う、申請や更新に係る手続及び事務の 担う町村の負担が過大とならないよ ③マイナンバーカードに関する事務を きるコンテンツの整備等により、 体系化、DXソリューションを体験で 用した教育カリキュラムや履修内容の するとともに、 e-ラーニング等も活 簡素化を図ること。 人材育成を支援すること。 また、国等における研修を更に充実

あわせて、マイナンバーカード交付事 働等万全の対策を講じること。 要があることから、システムの安全稼 来による更新手続の増加に対応する必 続に加え、電子証明書の有効期限の到 また、マイナンバーカードの更新手 ど、円滑な移行、効率的な運用に向け 務費補助金を安定的・持続的に措置す

すること。 るメリットを実感しやすい施策を展開 会を増やすなど住民がカード取得によ 向上させるため、カードの利活用の機

進に向けた取組の強化等により、 運用に向けて、国民の制度への理解促 ること。 してサービスを利用できる環境を整え

町村に超過負担が生じないよう国の責 (6マイナンバー制度の運用においては) 任において万全の措置を行うこと。

ラットフォームに係る町村の財政負担 ること。 について、 構が運営する自治体中間サーバー・プ

的に十分な支援を行うこと。 円滑に実施するため、技術的及び財政

内容等を国の責任において国民に対し (9戸籍等の記載事項への「氏名の振り 仮名」の追加については、

(4)マイナンバーカードの取得率を更に

(5)マイナンバー制度の安全・安定的な 安心

特に、地方公共団体情報システム機 万全な地方財政措置を講じ

⑦マイナンバーを活用した情報連携を

の交付を安価に行えるよう、自治体基 (8)郵便局・コンビニなどにおける証明 おいて措置すること。 ともに、それに伴う運用経費等は国に 盤クラウドシステム(BCL)を活用 続・拡充すること。また、戸籍証明書 に係る経費に対する財政支援措置を継 書の自動交付サービスの導入及び運営 した戸籍証明書の提供を可能とすると

その趣旨や

十分に周知すること。 また、必要な経費については、

財政的支援を講じること。 の方針に基づく措置を実施する必要が ティを確保するための方針を定め、そ 川町村において、サイバーセキュリ こと。また、人的支援など地域の実情 システム改修費及び収納に係る経費 など、デジタル化の推進については、 あることから、万全の技術的・人的 ては国の責任において確実に措置する 等、これに伴って発生する経費につい 伽公金収納におけるeLTAXの活用 国が負担すること。 に応じたきめ細かい支援を行うこと。

治体の規模に応じたコスト削減の効果 ③町村においては、システム化により 検討する際には、既存の業務・システ ②新たに共通化すべき業務システムを 見を十分に聞き、反映させること。 の候補の選定にあたっては、町村の意 的・財政的支援を充実すること。 似町村がアナログ規制の点検・見直し せて導入の是非を判断できるよう、自 得ることから、それぞれの実情に合わ 分な検証を行った上で検討を行うこと。 め方、費用、調整コスト)に対する十 業務の標準準拠システムへの移行(進 ムと新たな業務により導入するシステ ⑴新たに共通化すべき業務、 地方デジタル共通基盤の整備・運用 を円滑に行うことができるよう、技術 事務量やコストが増加する場合もあり ムを分けて検討すること。その際、 デジタル行財政改革における国 システム

する光ファイバ等の基盤整備につい

報

確に示すこと。 や業務負担の軽減、

費用対効果等を明

みを構築すること。 らず、ランニングコストや更新費用に ること。構築費用等の初期費用のみな 国の責任において確実に財源を確保す (5)新たなシステムを導入する際には ついても十分に検証し、財政力の弱い 村も積極的に参加できるような仕組

②条件不利地域等において町村が実施 を加速化すること。 いては、国の責任において着実に整備 ためのシステム等の情報通信基盤につ .情報通信インフラやこれを活用する 情報通信基盤の整備促進等

者への財政支援を拡充すること。 基地局等の整備・維持管理を行う事業 域において、光ファイバや携帯電話の また、離島や中山間地域等不採算地

町

必要な支援を行うこと。

とともに、運営や維持・更新について

必要な財政支援を拡充・継続する

更新に係る費用と維持管理に係る費用 ドバンドサービスの維持等のための交 付金制度については、設備等の拡充・ いても拡充を行うこと。 譲渡を受ける事業者への財政支援につ 移行を推進する観点から、公設設備の さらに、不採算地域におけるブロー あわせて、公設光ファイバ等の民間

> 進に努めること。 ズが予測されるローカル5Gの普及促 なお、町村においても利活用のニー

更新に係る費用を国が支援すること。 を公設で整備している町村に対して (4)地上デジタルテレビ放送の通信施設 補助金、地方財政措置とすること。 鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫 支えるインフラ基盤としての重要性に 災害復旧については、デジタル社会を ③町村が整備している光ファイバ網の

地方創生の実現に向けた国土 政策の推進

6

である。 整備や地域交通の再生・活性化は急務 的に立ち後れている地域の国土基盤の かなければならないが、とりわけ相対 保全、社会資本の総合的な整備を図る ことが基本であり、着実に推進してい 国土政策は、 国土の総合的な利用と

がある 視した国土政策を強力に展開する必要 ていけるよう、地方分散型で地方を重 農山漁村共生社会の実現」に向けて、 した適切な役割を将来にわたって担っ 全国のそれぞれの地域が、特性を活か 続可能な国づくり・地域づくり」「都市 人口減少・少子高齢化が続く中で、 さらに、今後の国土政策においては、 一持

よって、国は次の事項を実現すること。

広い国土を守り育み、伝統文化の継承 国土政策の推進に当たっては、 少ない人口ながら4割におよぶ ШТ

第3325号

の双方を支援の対象とすること。

を積極的に展開すること。 きない極めて重要な役割を担い続けて ができるよう、各分野にわたる諸施策 安全安心な地域社会」を実現すること づくり」や「将来にわたり持続可能で いることを踏まえ、「地方分散型の国 など、国民生活にとって欠くことので はもとより、食料・エネルギーの供給 国土の保全、 災害危機対応

施策を推進すること。 を作り出し、東京一極集中を是正する 域の魅力を高めて、地方への人の流れ 域力をつなぐ国土」の実現に向け、 年7月閣議決定)において、 土の姿として掲げられた「新時代に地 国土形成計画(全国計画 令和5 目指す国 地

組を積極的に支援すること。 個性ある地方の創生のための町村の取 域運営組織(RMO)や特定地域づく /事業協同組合等の活動への支援等 また、「小さな拠点」をはじめ、 地

援を行うこと。

活用を推進する取組に対し、十分な支

必要な財源を確保すること。 整備促進するとともに、 道等の連携による道路ネットワークを 要な高速自動車国道、一般国道 3. 地方創生を強力に推進する上で重 長期安定的に 地方

を講じること。 保・維持のため、 公共交通等生活交通ネットワークの確 落機能を維持し、住民生活を守ってい 学者・高齢者等住民の足の確保は、 条件不利地域を始め、町村における通 (1)中山間地域、過疎、離島、半島等の くために不可欠であることから、地域 地域公共交通の維持・確保 更なる積極的な施策 集

> 政措置を充実強化すること。 や町村の取組を支援するとともに、 ら、地域の実情に応じた規制の見直し のできないものとなっていることか デマンドタクシー、自家用有償旅客運 ②町村において、コミュニティバスや 送等は地域公共交通として欠かすこと

維持するための補助経費や利用促進・ のみならず観光路線として地域鉄道を ③鉄道は沿線の町村にとって重要な地 域公共交通であることから、生活路線 た支援措置を講じること。 望する地域に対し、円滑な導入に向け なお、自家用車活用事業の実施を希

支援措置を講じること。 安定的に事業を継続できるよう万全な 供給体制を確保・維持していくため、 みならず、移動手段を持たない高齢者 対し、十分な支援措置を講じること。 要件となる地域公共交通計画の策定に 十分に反映できるものとするととも 割を担っていることから、 等への冬場の灯油配送など不可欠な役 は、自家用車や農業用機械への給油の (4)地域公共交通確保維持事業費の補助 組に対し十分な財政措置を講じること。 は、影響を受ける地方自治体の意見を 再構築協議会により検討を行う場合に また、地域の鉄道の在り方について 地域公共交通の再構築に関する取 町村におけるガソリンスタンド 地域の燃料

⑴所有者不明土地の発生を予防する仕 所有者不明土地対策の推進

19

全国的に空き家が増加してい

実施する財産管理人選任申立につい ②町村が住民の生活環境保全のために 組みの更なる充実を図るとともに、所 割について、 実態を踏まえ、新たな計画の策定や役 的にも対応が困難であることや地域の る専門的な職員が少なく、財政的・人 推進に当たっては、町村は土地に関す 在り方等財政負担の軽減を図ること。 在等について引き続き検討を行うこと。 有者不明となった土地の管理責任の所 土地基本方針に基づく個別施策の 事務手続きの簡素化及び予納金の 一律に義務付けを行わな

> とも密接に関係することがあるため (4)空き家対策は、所有者不明土地対策 特例の在り方についても検討すること。

るよう必要額を確保すること。 町村が地籍調査を円滑に実施でき

財政的支援を充実強化すること。 活用など新手法の導入に対し、技術的 一町村が空き家対策を適切かつ円滑に また、リモートセンシングデータの 空き家対策の推進

生活環境創生交付金等により、 要であることから、新しい地方経済・ 生の観点からも空き家の有効活用は重 ②行政代執行や略式代執行、緊急安全 に支援を行うこと。 する財政措置を充実強化すること。 実施する空き家対策に要する費用に対 措置、財産管理人選任申立等、 .移住・定住の環境整備を始め地方創 積極的 町村が

> うな税制上の措置を検討すること。 置を見直し、空き家の利活用を促すよ る現状を踏まえ、新築住宅への優遇措 さらに、空き家が放置されるのを防

ぐ観点から、固定資産税等の住宅用地

保すること。 額を引き上げるとともに、 よる住宅の耐震改修等に係る補助限度 えるため、社会資本整備総合交付金に 体的に検討を行うこと。 今後想定される大規模地震等に備 必要額を確

的な引上げを継続的に行うこと。 補助単価等について実態に即した機動 響を及ぼすことのないよう、補助率 ることから、町村が実施する事業に影 12. 近年、建設費の高騰等が続いてい な助言を、 に、当該事業に係る処理基準や技術的 対する財政措置を充実強化するととも 設の老朽化等に伴う解体・改修事業に トを含む)等が施工されている公共施 吹付アスベスト(非飛散性アスベス 速やかに情報提供すること。

7. 環境保全対策の推進

家対策等について積極的に検討を行う 強制)の規定整備、借地上にある空き 実施できるよう、緊急安全措置(即時

上に国、 035年、2040年温室効果ガス排 ボンニュートラル及び2030年、2 中、我が国においても2050年カー 会の実現を目指す動きが加速している 共通目標の下、脱炭素で持続可能な社 出削減目標の実現に向け、これまで以 SDGsやパリ協定という国際的な 地方自治体、企業等の連携及

> び各機関による実現に向けた取組が求 められている。

よって、 国は、 次の事項を実現する

1. 脱炭素社会の推進

は 講じること。 り、農山漁村の持つポテンシャルを最 ⑴豊富な天然資源を有する農山漁村 な農山漁村地域の発展に向けた対策を 脱炭素社会の実現とともに、 大限活かした取組を積極的に推進し 再生可能エネルギーの宝庫であ 持続可能

(3)地域脱炭素移行·再工ネ推進交付金 を発揮すること。 や金融機関など関係主体の取組が円滑 (2)地域の脱炭素化に当たっては、企業 に行われるよう、国がイニシアティブ

確保すること。 できる十分な財源を継続的、安定的に を図るとともに、地域の特性に応じて う、交付要件の緩和や予算の大幅拡充 欲ある町村が積極的に活用できるよ 脱炭素化に取り組む全ての町村を支援 については、 先行地域のみならず、 意

性能等の向上が促進されるよう、効果 (5)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 進事業」を令和8年度以降も継続する 自立・分散型エネルギー設備等導入推 脱炭素化を同時実現する公共施設への 4)災害時の公共施設のエネルギー確保 とともに、予算の大幅拡充を図ること。 に資するため、「地域レジリエンス・ (ZEH) 住宅・建築物における省エネ の導入や断熱改修の推進等

動車100%の実現が表明されたこと 的な支援策を検討すること。 ⑥2035年に乗用車の新車販売で電

極的に設置を進めること。 (を踏まえ、充電インフラの整備につい 補助要件の大幅拡充など、更に積

地球温暖化対策の推進

るよう、また、町村の地方公共団体実 ②町村が、その自然的社会的条件に応 的人的支援や財政支援を講じること。 町村に過度の負担が生じないよう技術 政上の措置を講じること。 策目標を達成できるよう、 標及び区域内の排出抑制等における施 じた地球温暖化対策の取組を推進でき ることから、地域の実情に十分配慮し、 専門的な知見や財源不足等が懸念され (区域施策編) の策定に当たっては ⑴町村における地方公共団体実行計画 行計画に設定した温室効果ガス削減目 積極的に財

なお、 令和7年度末で期限を迎える 十分

ること。 度については、町村の負担軽減のため、 な財源を確保すること。 事業期間の延長を図るとともに、 事務手続きの簡素化や人材支援を講じ ③地域脱炭素化促進事業計画の認定制 脱炭素化推進事業債」については、

循環型社会の構築

3

の取組を支援すること。 組を総合的に推進するとともに、 (1)第五次循環型社会形成推進基本計画 を踏まえ、循環型社会形成に関する取 町村

物処理施設の整備に関し、 ⑵全国的に更新時期を迎えている廃棄 循環型社会

を確実に確保すること。 がないよう、当初予算において所要額 的なごみ処理計画に支障が生じること 形成推進交付金については、予算不足 による事業の先送りなど、町村の計画

の財政負担とならないよう万全の措置 たっては、分別収集の事務を担う町村 ③小型家電リサイクル制度の推進に当 を講じること。

①家電製品の再商品化費用の徴収方法 たっては、次の事項を実現すること。 等の更なる促進を図るため、 について、不法投棄の防止と適正処理 前払い方式」に移行すること。 、家電リサイクル制度の見直しに当 対の実態を十分に踏まえること。 なお、制度の見直しに当たっては 速やかに

رح 態を踏まえ、事業者の引取義務が十分 方法及び購買行動が多様化している実 ②インターネット通販の拡大等、販売 に果たされる回収の仕組みを構築する

の意見を十分踏まえ、対象品目の見直 しを行うこと。 また、対象品目外の処理状況や町村

町

責任で行うこととすること。 ③不法投棄物の回収は、製造業者等の

(第三種郵便物認可)

づき、 理念である拡大生産者責任の原則に基 確立のため、循環型社会づくりの基本 ならないよう万全の措置を講じること。 者等の負担とするなど、町村の負担と 回収費用及びリサイクル費用を製造業 . 持続的な容器包装リサイクル制度の また、町村が回収した場合は、 事業者責任の強化を図るととも その

> に リユースを優先させる仕組みを構築す て、 事業者の費用負担及び役割分担につい また、リターナブルびんの普及等 分別収集・選別保管に係る町村と 更に適切な見直しを行うこと。

防止対策や行政代執行によらない原状 投棄対策支援事業」については、未然 援事業」を拡充するとともに、「不法 投棄対策支援事業」及び「離島対策支 (?)自動車リサイクル法に基づく「不法 きめ細かい支援を行うこと。 講じるとともに、地域の実情に応じた ることのないよう、十分な財政措置を 増加に伴い、町村に過度な負担が生じ 分別回収品目の追加や資源回収量等の ⑥プラスチック一括回収の導入による

万全の措置を講じること。 いて、町村の財政負担とならないよう、 回復への支援等も対象にすること。 また、不法投棄車の回収費用等につ

に指導すること。 廃棄物の量の削減に取り組むよう強力 造業者が製品のリサイクル性の向上や 投棄対策に万全を期するとともに、製 (8)国・製造業者の責任を強化して不法

を構築するとともに、回収等の体制を 源化の義務が十分に果たされる仕組み 膨張したものや電池一体型製品も含 10リチウム蓄電池等については、破損 対策を強力に推進すること。 要の拡大等、 リサイクル製品の流通体制の確立と需 (9低コストのリサイクル技術の開発) 製造・販売事業者の回収及び再資 総合的な廃棄物再生利用

を講じること。 構築する町村に対する万全の支援措置

ح کے ⑴海岸漂着物等対策を推進するための 4.漂流・漂着ゴミの処理対策の推進 担が生じないよう万全の措置を講じる 必要な事業費を確保し、 地方の財政負

ること。 支援の早期確定等、弾力的な運用を図 考慮し、迅速な対応ができるよう財政 収・処理に当たる自治体の実情を十分 なお、漂着木造船等については、

財政上の措置その他総合的な支援の措 ②海岸漂着物等対策を推進するための 置を実施するため必要な法制を速やか に整備すること。

の強化等、外交上適切に対応すること。 は、原因究明とその防止策、監視体制 ③国外からの海岸漂着物等について 「地域循環共生圏」の推進

通・移動システムの導入、地域特性を ステムの構築、高齢化社会に適した交 するため、災害に強い地域づくり すること。 適応等のために必要な財政支援を拡充 活かしたビジネス創出や気候変動への 域資源を活用した分散型エネルギーシ ⑴各地域で「地域循環共生圏」を推進 地

のESG地域金融の普及促進を図る 並びに民間からの資金調達を促すため 高度な技術・知見を有する人材の確保 複数年間にわたる事業の確実な実施 「地域循環共生圏」の推進のため

(3) 「脱炭素・循環・共生」のみならず

> ら、関係省庁が一体となって実施する の様々な関係者と密接に連携しなが 地域活性化や地域が直面する諸課題の を丁寧に汲み取り、町村をはじめ地域 克服にも資する施策を、 地域のニーズ

ح کے 6. 特定外来生物の防除に対する支援 の実情に応じたきめ細かい支援を行う については、 被害の防止に関する法律の改正に伴 特定外来生物による生態系等に係る 町村が行う特定外来生物の防除等 十分な財政支援等の地域

7. 有機フッ素化合物 の対応に対する支援 (PFAS)

の懸念があることから、町村が行う水 技術的支援を行うこと。 の安全性確保等の取組に対し財政的 れる事例が全国で確認され、健康被害 機フッ素化合物(PFAS)が検出さ 国の暫定目標値を超過する有

8 地域保健医療対策の推進

で、地域における医療提供を維持する や提供体制等の地域差が拡大する中 推進することが必要である。 ためには総合的な地域保健医療対策を 人口動態の変化に伴い、医療の需要

よって、国は次の事項を実現すること。

じること。特に、 に進めるとともに、 えや改修に対し、 (1)病院の震災対策、 1. 医療提供体制の充実強化 災害拠点病院及び救 十分な財政措置を講 老朽化による建替 水害対策等を早急

週

報

みとすること。

を行うこと。 命救急センターについては迅速に対策

医療を担う医師が十分確保される仕組 地域医療を担う医師の養成と地域への ②医師確保対策の更なる推進のため 医師の偏在を助長することなく、地域 定着に向けた方策を講じること。 また、新たな専門医制度については、

組みを構築すること。 に合った柔軟で実効ある需給調整の什 早急に確立するとともに、 地域偏在を抜本的に解消する仕組みを 務義務付けなど、医師の診療科偏在 導入や、 いるため、定員配置等の規制的手法の ③地方における医師不足は深刻化して 過疎地域等での一定期間の勤 地域の実情

ること。 (4)中山間地域・離島等のへき地におけ に応じたへき地保健医療対策を推進す 的な運営の確保等により、地域の実情 き地医療拠点病院の整備の促進・安定 保を図るとともに、へき地診療所・へ 合的な医療を提供する医師の養成・確 る医療を確保するため、へき地等で総

組むとともに、必要な支援を行うこと。 揚げ等が、地域医療の崩壊を招かない (6)医師の働き方改革による救急医療の ともに、就労環境の整備等を促進し (5) 看護師、 よう、地域医療の実態を踏まえて取り 縮小や大学病院等からの医師派遣の引 偏在の解消と地域への定着を実現する 薬剤師等専門職の養成・確保を図ると 助産師、 保健師、栄養士

> 門を抱える自治体病院に対し、経営の 2 を踏まえた一層の財政措置を講じる 安定化を図るため、物価高や賃上げ等 、地域医療を確保するために不採算部 自治体病院等への支援

酬の中間年改定の仕組みを創設すると また、社会経済情勢に応じた診療報

> じること。 進するとともに、

十分な財政支援を講

せること。 域等の現状に鑑み緩和措置等を充実さ 係る診療報酬の減額について、 ②医師標欠及び看護職員の配置基準に 過疎地

る具体的な情報を早期に示すととも 療情報プラットフォームの構築等に係 (4)医療DXの推進については、 金の配分に十分配慮すること。 域医療を担っている現状を踏まえ、 地域等においては公的な医療機関が地 は 道府県が事業を実施するに当たって 自治体や医療機関ごとの進捗状況 民間事業者の参入が少ない中山間 全国医 基

対する財政支援を講じること。 補助対象とするとともに、 であることを考慮し、令和8年度以降 るが、町村の置かれている状況は様々 は、 成におけるオンライン資格確認の導入 にシステム改修を行う場合においても に対する自治体システム改修等補助金 令和7年度のみの措置とされてい 運用費用に

び周産期医療体制の体系的な整備を推

ともに、実施すること。

③医療介護総合確保方針に基づいて都

⑤公費負担医療及び地方単独医療費助 を十分に踏まえ、必要な支援策を講じ

⑥外国人患者による医療機関での未収

置や支援を講じること。 小児救急を始めとする救急医療体制及 金の発生予防や解消に向け、 救急医療・周産期医療の体制整

適切な措

築する際には、在宅医療と介護の連携 支援を講じること。 強化を推進するため、 (1)市町村が地域包括ケアシステムを構 在宅医療等の推進 国として必要な

養成・確保を図ること。 の基盤整備を進めるとともに、 ②在宅医療・訪問看護を推進するため 人材の

がん検診の推進

5

置を講じること。 年齢を拡げるとともに、 がん検診の推進に当たっては、 必要な財政措 対象

ることがないよう、国による財政措置 である町村の財政負担の増加につなが 踏まえ、 保するため、地域ごとの医療体制等を いては、対象者の接種控えや実施主体 ②新型コロナワクチンの定期接種につ な支援体制を充実強化すること。 れた町村において、医療提供体制を確 ①中山間地域・離島等医療資源が限ら 国・都道府県の連携による広域的 感染症対策の充実強化等 、医療従事者の派遣や病床確保

> 進すること。 等のダニ類を媒介とする感染症につい りに百日せきワクチンを含む3種混合 るとともに、2種混合ワクチンの代わ (4)第2期の定期接種において、不活化 期にスケジュール等を明確に示すこと。 て、感染防止に関する必要な対策を推 ⑸症熱性血小板減少症候群(SFTS) ワクチンを接種可能とすること。 ポリオワクチンを定期接種の対象とす クチンの定期接種化に当たっては、 また、新たに安全性が確認されたワ

9 少子化対策とこども・子育て 政策の推進

を両立できる環境整備を推進し、こど 目のない支援とともに、仕事と子育て 子育てのライフステージに応じた切れ 深刻な影響を及ぼしている。地域にお る社会全体の構造と意識を変えていく 会等が連携して、こども・子育てに係 こども・子育て政策を強化するととも 実感できる社会を実現する必要がある。 もを産み育てることの喜びや楽しさを 所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産・ ける若者・子育て世代の雇用の安定と ことが求められている。 に、国、地方自治体、事業者、地域社 は、社会、経済、地域等様々な分野に そのため、「未来への投資」として 我が国における少子化の急速な進行

せなくてはならない。 政策を総動員して少子化傾向を反転さ ならない最重要課題であり、 少子化対策は喫緊に対応しなくては あらゆる

認されたワクチンについては、財源措

おける定期接種の対象とすること。 置を講じた上で、早急に予防接種法に (3)おたふくかぜの有効性、

安全性が確

を講じること。

生じる場合には必要な財源の確保を行 育て支援に取り組むことができるよ うこと。 直しを行うとともに、仮に地方負担が 国の責任において制度の拡充・見 全ての町村が積極的にこども・子

は

②子ども・子育て支援金制度について

また、自治体の財政力等によってこ

生じることのないよう、全国 じた上で実施すること。 の責任と財源において必要な措置を講 財政支援等の充実を図ること。 に応じて実施する取組に対する更なる 交付金の拡充や、市町村が地域の実情 を目的とした地域少子化対策重点推進 妊娠・出産、子育てができる環境整備 施すべき総合的な施策については、 ども・子育て支援施策に地域間格差が 若者・子育て世代が安心して結婚 一律に実 玉

化すること。 減を図るため、 また、子育て世帯の経済的負担の軽 各種支援制度を拡充強

町

映させること。 も・子育て政策の強化に係る各種施策 の具体的な制度設計に当たっては、地 の実情に即した施策を実現するた 「こども未来戦略」に示されたこど 「こども未来戦略」について 現場を担う市町村の意見を十分反

(第三種郵便物認可)

ともに、 め国の責任において確実に確保すると じることのないよう、地方負担分も含 支える財源については、地域格差が生 また、こども・子育て政策の強化を 市町村が独自に行うサービス

> の提供についても、地域の実情に応じ ること。 安定的な地方財源の確保及び充実を図 た創意工夫が活かせるよう、 長期的

よって、国は次の事項を実現すること。

ر کے せて円滑に実施できる制度設計とする 見直しを行うなど、地域の実情に合わ 市町村の実施状況等を踏まえるととも ③こども誰でも通園制度については 発生する事務及びシステム改修に対 任で周知広報を行うとともに、新たに る理解が十分に得られるよう、 よう、条件不利地域の処遇の在り方の 人材確保に地域間格差が生じない 制度の目的や負担額等、 確実に財政支援を行うこと。 国民によ 国の責

ては全額国費で措置すること。 期に示すこと。また、費用負担につい 同時実施を前提とした具体的方策を早 当たっては、町村現場の実情や意見を (4)学校給食費の無償化を制度化するに 十分に踏まえつつ、小学校・中学校の

を行うこと。 対し人的支援、 等を踏まえ、実施主体となる市町村に 域間格差が生じないよう、地域の実情 づく具体的な施策を推進する際は、 「こどもまんなか実行計画」に基 財政支援等必要な支援 地

行うこと。 きるよう、 じない全国統一的な制度として実施で は、 自治体の財政力によって格差が生 こども医療費助成事業について 国として必要な財政支援を

6 子ども・子育て支援新制度について

課題であることから、

・地域における包

強化を図ること。 を確保するとともに、放課後児童支援 進するため、国において安定的な財源 (3)放課後児童健全育成事業を着実に推 遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こ う、国において必要な財源を確保する 子育て世帯と妊産婦等のニーズに対応 (1)子ども・子育て支援新制度について 拡充や補助要件の緩和等、対策の充実 員の確保等のため、処遇改善の補助の に提供できるよう、保育士の養成や処 ②地域における保育サービスを持続的 とともに、適切な措置を講じること。 したサービスを安定的に実施できるよ しなど一層の人材確保に取り組むこと。 町村が地域の実情に応じ、こども

行うとともに、 ては、国において必要な財政支援等を 相談支援事業や産後ケア事業等につい 7. 全てのこども・子育て世帯と妊産 な支援を提供できるよう、妊婦等包括 婦等に、市町村が切れ目のない包括的 適切な措置を講じる

8 援の充実を図ること。 に、専門人材の育成、 かつ十分な財政措置を講じるととも 等に基づく、市町村の体制整備に必要 童虐待防止対策体制総合強化プラン」 児童虐待防止のため、「新たな児 確保に対する支

こどもたちが自立する力を伸ばすこと のできる機会を提供することが重要な の支援について 生まれ育った家庭状況に関わらず 困難を抱えるこども・子育て世帯

> うこと。 括的な支援体制の構築に対し支援を行

また、経済的基盤の弱い子育て世帯

③医療的ケア児の地域生活支援の向上 ちが安心して過ごせる居場所を確保す が実施する生活・学習支援やこどもた ②こどもの貧困対策として、市町村等 が増加しているため、 制整備に係る補助事業の拡充等、 を図るため、医療的ケア児の受入れ体 各種交付金の確保・拡充を図ること。 の実情に応じた取組を支援するための る じること。 済的支援等について、 者に対し、生活支援、 「児童育成支援拠点事業」等、 対象となる保護 必要な措置を講 就労支援及び経 地域

置や補助制度の拡充を図ること。 支援が実施できるよう、十分な財政措 受入れについて、地域の実情に応じて また、特別な配慮を要するこどもの

な支援を行うこと。

支援を行うこと。 する財政措置等の拡充を図ること。 町村や民間支援団体等が行う支援に対 (4)年齢に見合わない重い責任や負担を 治体が独自に実施する支援策への財政 範囲の拡充等を図るとともに、地方自 夫婦の希望が叶えられるよう保険適用 体制の整備等を推進するとともに、 めにも早期対応等が必要であり、 は、こどもの心身の健やかな育ちのた 負っているヤングケアラーについて 不妊治療について、こどもを望む

利用方法や費用負担の在り方等を国か こども政策DXの推進について、

報

こと。こと。こと。また、整備の進捗ら丁寧に示すこと。また、整備の進捗ら丁寧に示すこと。また、整備の進捗

12. 障害者保健福祉施策の推進

要がある。

要がある。

要がある。

要がある。

要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

算総額を確保すること。 ・ 地域生活支援事業等については、 ・ 地域生活支援事業等については、 ・ 地域生活支援事業等については、

3. 障害福祉サービスを継続して提供的な制度の創設や適切な財政措置を講的な制度の創設や適切な財政措置を講的な制度の創設や適切な財政措置を講りること。

できるよう、事業者参入及び育成等を

者の不正等による国庫負担金の返還に4.自立支援給付費等における、事業

23

ること。
の育成・確保に対する支援を充実させること。
の育成・確保に対する支援を充実させること。
の育成・確保に対する支援を充実させること。

な支援措置を講じること。 要であるため、国は財政支援等の適切用を進めるには、支援体制の構築が必用を進めるには、支援体制の構築が必用を進めるには、支援体制の構築が必ら、「障害者の雇用の促進等に関する

11. 介護保険制度の円滑な実施

我が国全体が長期にわたる人口減少 我が国全体が長期にわたる人口減少

たサービスの提供等、介護保険制度の介護人材の育成・確保やニーズに応じ口の減少が見込まれることを踏まえ、40年にかけて高齢人口と生産年齢人4のような中、町村においては20

うこと。 よって、国は次の事項を実現すること。かせるこ 緊の課題となっている。 いにする 円滑かつ安定的な運営を図ることが喫

の確立を図ること。 の確立を図ること。 介護給付費の増加による被保険制度するとともに持続可能な介護保険制度とから、将来にわたり安定的な制度ととから、将来にわたり安定的な制度ととがら、将来にわたり安定的な制度という。

財政運営の充実

3

枠とすること。(1)現行の国庫負担割合(居宅給付費の1)現行の国庫負担割合(居宅給付費の1)現行の国庫負担割合(居宅給付費の

(2)介護保険保険者努力支援交付金・保)の一介護保険保険者努力支援交付金・当たっては、次の点に留意すること。当たっては、次の点に留意すること。当たっては、次の点に留意すること。時者機能強化推進交付金制度の運用に(2)介護保険保険者努力支援交付金・保)の一種保険保険者努力支援交付金・保)の一種に対して、

保険者が同じ区分にならないよう、人源や体制等の前提条件が大きく異なるを行う仕組みが導入されたが、地域資険者規模別(5区分)に交付金の配分時に、令和2年度から、第1号被保

都道府県において負担すること。 (3)財政安定化基金に係る財源は国及び

4. 中山間地域や離島においては、訪の総額を軽減するため、適切な財政措の総額を軽減するため、適切な財政措の総額を軽減するため、適切な財政措の総額を軽減するため、適切な財政措の総額を軽減するため、適切な財政措の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

政措置を講じること。軽減策は、国の責任において適切な財軽減策は、国の責任において適切な財の、低所得者に対する施設住居費等の

ともに、町村の意向に十分配慮した配できるよう、必要な財源を確保するとては、地域の実情に応じた基盤整備が7.地域医療介護総合確保基金につい7.地域医療介護総合

ر کے

分とすること。

2025年(令和7年)7月14日

取組や職員の養成に対し十分な支援を とすること。 処遇改善を進めるとともに、 講じること。また、介護職員の更なる 専門員については処遇改善加算の対象 介護人材の確保に関する広域的な 介護支援

きるよう、上限を超える場合に行う国 町村が必要とする事業を円滑に実施で 定方法について適切な見直しを行う た柔軟な対応を図るとともに、上限設 との協議において、町村の実情に応じ に係る事業費の上限設定については 介護予防・日常生活支援総合事業

合は、 やボランティア等の参入が促進される 十分に踏まえ、適切な措置を講じる の設定を検討するなど、地域の実態を 市町村域を超えたより広域的な範囲で よう支援策の充実を図ること。 地域区分について見直しを行う場 生活支援サービス等を担うNPO 令和6年度人事院勧告も踏まえ

分配慮すること。 地域や離島等の地域区分については十 また、人材確保の観点から、中山間

じること。また、 ても円滑に実施できるような支援を講 確保すること。 に配慮して進め、 体の介護運営に差が出ないように十分 たっては整備の進捗状況によって自治 介護情報基盤の整備を進めるに当 必要な財源を確実に 小規模な町村であっ

第3325号

12 医療保険制度の安定運営の

の役割を果たしていかなくてはなら も、国民皆保険制度の最後の砦として 重いなどの構造的な課題を抱えながら 医療費水準が高いほか、保険料負担が 険は、他制度に比べ、年齢構成が高く 求められる中、とりわけ、 医療保険制度の持続可能性の確保が 国民健康保

は次の事項を実現すること。 に運営していくことができるよう、国 康保険を将来にわたり持続的、 市町村が都道府県とともに、 安定的 国民健

1. 医療保険制度の一本化の実現

そのインセンティブ効果について、十 等の見直しに当たっては、 体の実情に応じて財政支援を講じるな 円の公費投入を確実に実施するととも る改革となるよう、毎年3、 (1) 平成30年度の国保制度改革が実効あ 2. 国民健康保険の安定運営の確保 を推進し、公的医療保険を全ての国民 道府県を軸として保険者の再編・統合 負担と給付の公平が不可欠であり、 に共通する制度として一本化すること。 国民皆保険制度を堅持するためには 「保険者努力支援制度」 今後の医療費や保険料(税)の賦 国保基盤の強化を図ること。 加入者の動向等を踏まえ、各自治 実施状況と の評価指標 400億 都

また、都道府県分と市町村分の公費

から、保険者の意見を十分に聞き、

分な検証を行うこと。

き行うこと。 や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続 の配分について、それぞれの担う役割

7 改等が必要となる場合には、準備期間 制度の見直し等により、システムの更 (4)都道府県と市町村の役割分担や各種 ③普通調整交付金が担う自治体間の所 に十分配慮し、そのための経費につい 得調整機能を引き続き堅持すること。 国の責任で全額措置すること。

テムの導入経緯に鑑み、財政及び運用 の両面について、万全の支援を講じる への移行の推進に当たっては、新シス また、市町村事務処理標準システム

財政負担が生じることのないよう、国 ること。 の責任において必要な財政措置を講じ たっては、市町村等保険者に追加的な ⑤国保総合システムの開発や運用に当

配慮すること。 場合は、事務負担及び財政負担に十分 (6)保険料軽減判定所得の見直しを行う

引き上げるとともに、 軽減措置については、 すること。 こどもに係る均等割保険料(税) 対象範囲を拡大 国の負担割合を \mathcal{O}

民健康保険の財政基盤や保険者機能に の医療費助成に対する国民健康保険の (8)重度心身障害者やひとり親家庭等へ (9)被用者保険の適用範囲の拡大は 減額調整措置については、 大きな影響を及ぼすおそれがあること 全て廃止す 玉

10国保における外国人被保険者の資格 の適正化に向け、適切な措置を講じる 重に検討を行うこと

展による高額医療費の増加が保険料 川高額薬剤の保険適用や医療技術の進 必要な財政支援を講じること。 (税)の引上げにつながらないよう、 なお、今後更に高額医療費負担金の

については、今後とも生活保護制度に 似生活保護受給者に対する医療の給付 握しながら慎重に行うこと。 市町村の国保財政への影響を丁寧に把 見直しの検討を行う場合には、

個々の

3. 医療DXへの対応 に対し、 子育て支援金の徴収・納付については (3)令和8年度から開始される子ども し丁寧な説明及び周知を図ること。 新たに発生する事務及びシステム改修 おいて国が責任を果たすこと。 国の責任において、 確実に財政支援を行うこと。

分な対策を行うこと。 機会が損なわれることのないよう、 心して保険診療を受けることができる の移行により、現在の健康保険証が使 るとともに、守られるべき保険診療の 機関等に対し丁寧な説明及び周知を図 用できなくなるが、住民が混乱なく安 よう、国の責任において国民及び医療 ⑴マイナ保険証を基本とする仕組みへ

の在り方については、 ②医療情報基盤をはじめとする、 被保険者等関係者の理解が得られるよ 医療情報プラットフォームの費用負担 町村や保険者・

概ね全ての医療機関が参加し、 リットが生じるものであることから、 くの医療機関が参加することによりメ (4電子カルテ情報共有サービスは、多 用費用に対し、財政支援を講じること。 (3)オンライン資格確認等システムの運 すること。 の当面の間は、 にとってのメリットが確認できるまで 丁寧な情報提供を行うこと。 に当たっては、保険者や国民に対し、 た保健医療データの利活用を推進する また、国民の健康確保・増進に向け 丁寧に協議を行うこと。 運用費用は国の負担と 保険者

国民年金事務の一元化の実現

を実現すること。 かつ円滑な運営を図るため、 複雑化しており、専門性とともに法令 の導入以降も度重なる法令改正により に基づく適正な対応が求められている。 よって、国は、 国民年金事務は、マイナンバー制度 国民年金事務の適正 次の事項

機構へ一元化を図ること。 また、一元化に当たっては、希望す 国民年金事務について、 日本年金

実を図ること。 設置できるようにすること。 る市町村で日本年金機構の出先窓口を 市町村職員に対する研修体制の充

事務説明会を開催し、速やかに詳細な 正時には、全ての年金事務所で事前の や取扱いを大幅に変更するような法改 市町村で新規事業が発生する場合

> れるようにすること。 ルについて、全市町村に確実に提供さ 情報提供を行うこと。 日本年金機構の統一業務マニュア

14

これまでも誰ひとり取り残さない社会 を実現する必要がある。 ながら暮らせる包括的な地域共生社会 りが生きがいや役割を持ち、助け合い と人、人と社会がつながり、 制度・分野の枠や、関係を超えて、人 題が一層深刻化・顕在化してきている。 の増加、社会構造の変化等により、個 主体と連携し様々な社会課題に取り組 域社会を支えるNPO、企業等多様な を構築するため、国、都道府県及び地 んできたが、単身世帯や単身高齢世帯 人と社会及び他者との関わりが希薄化 こうした現下の状況に鑑み、従来の 住民に身近な存在である市町村は 孤独・孤立や生活困窮に関する問 一人ひと

よって、国は次の事項を実現すること。

援措置を講じること。 な予算額を確保するとともに適切な支 業を円滑に実施できるよう、国は十分 ズに対応する包括的な支援体制を整備 域住民の複雑化・多様化した支援ニー した町村が、地域の実情に合わせた事 地域共生社会の実現に向けて、 地

2.「孤独・孤立対策に関する施策の 推進を図るための重点計画」で示され た施策を確実に実施するとともに、市

地域共生社会の実現

15 ること。

町村や民間支援団体等の意見を踏ま

設置・運営については、市町村に新た3.「孤独・孤立対策地域協議会」の ること。 え、現場における取組を強力に支援す

の財政支援を充実すること。 る取組について、相談支援体制整備等 4. 市町村や民間支援団体等が実施す 配慮すること。

を講じること。 地域における担い手確保に必要な措置 や活動内容の周知・啓発を図るなど 務量の増加に鑑み、委員活動費の増額 6. 民生委員・児童委員の職責及び業 保・育成等について支援を講じること。 携して実施する生活支援、就労支援等 5. 生活困窮者に対して国と地方が連 る体制整備に向けた支援を講じること。 に取り組むために必要となる人材確 ため、相談員の確保や緊急時の実効あ また、SNS等によるオンラインや 対面による相談の強化・拡充の

を図るに当たっては、 7. 成年後見制度や日常生活自立支援 確保や財政支援等の十分な支援を講じ じた取組ができるよう、国として人材 事業における権利擁護支援体制の強化 地域の実情に応

教育施策等の推進

に、社会の形成に参画するための資質 性に合わせた教育の実現を図るととも を自立的に生きるため、一人一人の個 続可能な社会の創り手として未来社会 こどもたちが豊かな創造性を備え持

能力を育成する教育環境を整備するこ とが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

義務教育の充実改善

な負担が生じることのないように十分

の質の向上を図ること。 する教職員定数を長期的な視点から安 らした教育を行うため、地方が必要と ⑴地域の実情に応じ、創意・工夫を凝 定的に確保するとともに、こどもたち 一人一人を丁寧に指導するため、

ことから、少子化を理由として、強制 の向上を図ること。 ともに、町村の意見を十分に踏まえ、 ③少人数学級を計画的に進めていくに の衰退を招き、地方創生にも逆行する は 地域の実情に応じた教職員の確保・質 当たっては、必要な予算を確保すると 教職員定数の削減は行わないこと。 的な学校の統廃合につながる機械的な 小・中学校の消滅は、地域コミュニティ ②地域住民のよりどころとなっている また、教職員配置や学校運営の在り 、町村の意見を十分に反映すること。 義務教育制度の検討に当たって

⑷小規模校が多い離島・中山間地域等 ことなく、安定的な財源によって措置 徒指導などを担う加配教員を削減する その際、 少人数指導、 専科指導、

基準を緩和するとともに安定的・計画 (5)通級指導や外国人児童生徒等への教 の学校においては、 育に係る基礎定数化については、 含めた教職員定数の改善を図ること。 複式学級の解消も 算定

削減は行わないこと。 ない障害種などに対応する加配定数の その際、へき地や対象児童生徒の少

めること。

的な配置が可能となるよう、着実に進

多動性障害)など障害のある児童生徒 準の引下げなど、 を図ること。 員定数の改善、 ター」の専任化を推進するための教職 等を担う「特別支援教育コーディネー 政措置の拡充、関係機関との連携調整 援教育支援員」配置の促進に向けた財 学習指導上のサポートを行う「特別支 導」)の充実や、 LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥 !対する特別の指導(「通級による指 小・中学校の普通学級に在籍する。 特別支援学級の編成基 日常生活上の介助や 特別支援教育の充実

安定的に確保するための制度を構築す 援措置を講じるとともに、看護師等を うことができるよう、十分な財政的支 に対して地域の実情に応じた取組を行 また、医療的ケアを要する児童生徒

町

(8)学校図書館図書整備等5か年計画に 民間委託等について適切な措置を講じ 語教育において、 活用できるよう、JETプログラムや 小学校の外国語活動や中学校の外国 ALT等を積極的に

分な対応のため、 政措置を講じること。 (9)食育の推進、 食物アレルギーへの十 栄養教諭及び学校栄

ため、配置単価の引上げ等、

十分な財

基づいて、学校司書の配置を促進する

第3325号

実を図ること。 養職員の配置基準の見直しを行い、 充

⑤GIGAスクール構想の推進に当た

策を充実強化すること。 を着実に推進し、児童生徒の不登校対 COLOプラン)に示された関連事業 びの保障に向けた不登校対策」(CO を踏まえ、「誰一人取り残されない学 川不登校児童生徒が増加していること 諭を公立全小・中学校に配置できるよ のケアの面で重要な役割を担う養護教 仰児童生徒の健康管理、保健指導や心 配置基準の見直しを行うこと。

政支援策を講じること。 保するとともに、維持管理等に係る財 教室)運営について、必要な人材を確 また、教育支援センター(適応指導

措置を講じること。 いては、国の責任において必要な財政 ②GIGAスクール構想で整備された 進できるよう、ICT環境整備の費用 (1)ICTを効果的に活用した教育が推 に係る財政措置を継続・拡充すること。 人一台端末等の更新に係る費用につ GIGAスクール構想の推進

ること。 るとともに、 (4)ICT支援員の配置水準を引き上げ 援を講じること。 ウェア等の導入費用について、 ランニングコスト及び学習用ソフト ③ICT機器の保守管理や通信費等の 財政措置を継続・拡充す 財政支

ては、 クール構想支援体制整備事業等につい が生じることのないよう、GIGAス また、ICT教育による学びの格差 着実に実施すること。

う、導入の検討に当たっては、 の指導力の格差等生じることのないよ ⑥デジタル教科書導入については、 進する「GIGAスクール構想の加速 援や効果的な実践例の全国展開等を推 とのないよう、教師の指導力向上の支 り、地域間・学校間の格差が生じるこ 給付の対象にすること。 意見を十分に反映するとともに、 童生徒の心身の発達への影響や教職員 化事業」を着実に実施すること。

3 ついては、町村に財政負担が生じない よう、継続的な財政措置を講じること。 (7)「授業目的公衆送信補償金制度」に 政負担が生じることがないよう、国の 責任において財政措置を講じること。 また、導入する町村については、 教育施設等の整備 財

予算額を確保すること。 7年度に減額された学校施設環境改善 ラウンドの整備等の町村が実施を計画 設置、トイレ改修、学校給食施設、 画的に実施できるよう、 震化や老朽化対策と併せ、 交付金の予算を大幅に増額し、 交付額の乖離をなくすとともに、令和 している教育環境整備に係る事業が計 公立小・中学校施設等について、 実際の経費と 空調設備の 十分な グ 쩹

②老朽化した公立社会教育施設の安全 措置を拡充すること。 建替え等、 の確保、長寿命化のための施設改修や ∕―化等の機能向上に対して国の財政 省エネルギー化・バリアフ 各種装置の高度化、施設の

> 4. を行うこと。 置を充実させるとともに、 統廃合に要する経費に対する財政措 学校の統廃合について 必要な支援

拡充を図ること。 ②学校統廃合や部活動改革等を背景 いることから、導入に係る財政支援の スクールバスの必要性が高まって

児

うこと。 5. 通常の貸切バスとスクールバス ら、「輸送の安全を確保するための貸 では使用形態が大きく異なることか て、スクールバスに適した見直しを行 定める時間制運賃の算出方法につい 切バス選定・利用ガイドライン」が

町村の

無償

廃すること。 6. へき地児童生徒援助費等補助金の 遠距離通学費については交付期間を撤

居費について支援すること。 全ての地域における生徒の通学費、 また、離島高校生修学支援費と同様 中山間地域等の高校通学が困難な 住

定の特別枠を設けること。 について、 7. 教育の機会均等、進路保障等の観 点から、中山間地域の小規模高等学校 離島と同様に教職員定数算

8. 質の高い教師の確保のための環境 整備について

遇改善、学校の指導・運営体制の充実 を一体的・総合的に推進すること。 備については、 した教師の働き方改革については、 ⑴質の高い教師の確保のための環境整 長時間労働の解消をはじめと 教師の働き方改革や処

方の教師不足による教育の質の低下に

報

むこと。 つながることのないよう配慮し取り組

ر کے テム等に係る十分な財政支援を講じる 置を促進するとともに、校務支援シス ジメント支援員等の支援スタッフの配 ②教員業務支援員や副校長・教頭マネ

部活動について

する際は、会費や保険など新たに生じ 措置を講じること。 とから、国の責任において必要な財政 る保護者等の費用負担が課題になるこ (3)地域のスポーツ団体等に生徒が参加 もに、指導者等の育成を推進すること。 れるよう、財政支援措置を講じるとと 団体及び活動場所等の環境整備が図ら する指導者の人材確保、受け皿となる いては、教員を含む専門性や資質を有 ②部活動の地域展開及び地域連携につ 動が円滑に実施できる制度とすること。 的に考慮し、どの地域においても部活 にするなど、地域の実情や課題を総合 でなく、地域連携等も選択できるよう の意見等を十分踏まえ、地域展開だけ (1)部活動の在り方等については、 現場

準の見直しを行うこと。 えるため、大幅に増額するなど算定基 の休日の部活動指導手当については (4)教員が引き続き部活動を指導する際 部活動の指導に携わる教員の熱意に応

また、農村政策については、関係省

掘調査等に対する補助制度の充実、 発掘調査をはじめとする埋蔵文化財発 史跡等総合活用整備事業の拡充や、本 負担が過重になっていることに鑑み、 文化財保護行政は、当該自治体の 専

27

門人材育成・確保への支援など、文化 財保護に対する適切な措置を講じる

16 農業・

じられるよう、 前提とした食料・農業・農村政策が講 基づき、持続可能な農村地域の構築を 新たな食料・農業・農村基本計画に 次の事項を実現する

予算の確保 農業構造転換集中対策に係る別枠

ر کے 策期間における施策を一層推進する を実現するため、 益力の抜本的向上と農業者の所得向上 食料の持続的な供給に加え、農業収 農業構造転換集中対

り、農村政策と農業政策は密接不可分 的な発展の基盤たる役割を果たしてお 生活の場であるとともに、農業の持続 ⑴農村は、農業者を含めた地域住民の 2. 農業・農村政策の一体的な推進 を確保すること。 の予算とは別枠で必要かつ十分な予算 ることが不可欠であることから、 また、その実効性を戦略的に確保す

なるよう一元的な推進体制を構築する 庁との連携による実効ある地域政策と

農村対策の推進

であることから一体的に推進すること。 既存

ついて大きな方向性に関する協議を行 共有し、政策の内容や財源の在り方に ②国と自治体が農村社会の目指す姿を

協議の場を設けること。 ③新規事業や制度改正の際には、

明・周知を徹底するとともに、 等については、農業者や自治体への説 減を更に進めること。 (eMAFF)を活用した事業の申請 また、農林水産省共有申請サービス

有効な所得向上対策を講じること。 産者が安心して営農を継続できるよう する適切な対策を講じるとともに、生 米価を中心とする食料価格の高騰に対 面での制度設計を検討すること。 ポートする「地域農業マネージャー(仮 ともに、地域の取組を状況に応じてサ 値創生交付金(仮称)」を創設すると きるよう、現行の国庫補助制度を移行 (4)各地域にとって最適な政策が実施で 称)」を柔軟に配置できるよう、 し、自治体の裁量を拡充する「農村価 食料価格の安定と農家所得の向上

農村の振興

保全、農地の保全に資する共同活動の 揮されるよう、農業生産基盤の整備 る生活面の取組等を総合的に推進する る経済面の取組、生活利便性を確保す に資する所得の向上や雇用の創出を図 農産物の供給機能及び多面的機能が発 維持され、農業の有する食料その他の 促進、農村との関わりを持つ者の増加 人口減少下にあっても、地域社会が

うため、農政に関する国と自治体との

設定すること。 農業者や自治体への周知期間を十分に の情報提供、事前協議をするとともに、

負担軽

総合的な農村振興の推進

ت ع

多様な農業者に対する支援を強化する ため、多様な担い手の確保・育成及び また、農業生産基盤の確保等を図る

ては、「出入国管理及び難民認定法」 させること。 も含め、制度の周知や相談体制を充実 用を推進するため、新たな「育成就労」 及び「技能実習法」に基づく適正な雇 あわせて、外国人材の受入れについ

(2)多様な地域資源の積極的活用

等の施策を充実させること。 図る地域資源活用価値創出推進事業 山村全体の雇用の確保と所得の向上を 用するとともに農業関連産業の導入等 (農山漁村発イノベーション推進事業) 農山村の豊かな地域資源を最大限活 地域内経済循環を構築し、

(3)農村型地域運営組織の育成

を行うこと。 る人材・ノウハウに関する支援の拡充 村RMO)の育成及び地域づくりに係 活性化のため、農村型地域運営組織(農 農山村における集落機能の維持及び

進とコミュニティの再生 (4)農山漁村と都市との共生・対流の推

①農山漁村地域の活性化に当たって 的な対策の拡充を図ること。 農山漁村体験教育の推進に対する総合 生、学校教育等における子ども滞在型 民との連携や地域コミュニティの再 進に向け、地域の特性に応じた都市住 都市と農山漁村の共生・対流の推

なお、「青少年自然体験活動等の推

②移住や定住のみならず農山漁村地域 帰を一層促進すること。 の拡大に向けた取組を支援し、 に多様な関わりを持つ人々(関係人口) 団気回

進に関する法律案」を早期に制定する

③インバウンド需要を農山漁村に呼 がい者の社会参画を実現する「農福連 携」を推進すること。 村環境の整備を支援するとともに、障 また、女性や若者等が活躍できる農 雇用の増大及

の取組への支援を継続・拡充するこ び地域の活性化を図るため、「農泊」 び込み、所得の向上、

رع トワークづくりに対する支援を講じる また、関係者相互の情報共有やネッ

ともに、地域の実情に応じた交付単価 な財源を確保すること。 運営できるよう支援策を拡充し、 の見直しを行うなど、安定的に制度を 材の確保及び事務負担の軽減を図ると ①日本型直接支払制度の各事業の実施 ⑤中山間地域等の振興について に当たっては、農業・農村を支える人 必要

町

(第三種郵便物認可)

能できるような仕組みづくりや、 ③中山間地域等直接支払制度におい となるため、 ては、地域の暮らしを守るため、廃 ともに地域が行う災害復旧活動の原資 向上支払交付金は、農村環境の保全と ②多面的機能支払交付金における資源 |が増加している小規模協定等が機 必要な財源を確保する 非

> すること。 図るなど、 高騰等を考慮し交付単価の見直しを ともに農用地管理等に必要な経費の できる広域化の仕組みを検討すると 農業者等も参画し、 現場に寄り添った制度に 共同活動が継続

ても支援の対象とすること。 あることから、新たな集落協定につい 営農活動と集落機能の維持は不可分で また、集落機能強化加算については、

ŧ 引き上げるとともに、傾斜測定の在り な財政支援を拡充すること。 動について、人材の育成・確保に係る ④棚田振興法に基づく棚田地域振興活 ため、畑の交付単価を田と同程度まで 支援策を講じるとともに、 方について必要な見直しを行うこと。 継続的に農業生産活動を維持する 活動に必要

ネッサンス事業の継続・拡充を図る 農村の振興において重要な役割を果た ⑤中山間地域は、農業の発展やコミュ していることから、中山間地農業ル ニティの維持、多面的機能の発揮等

(6)鳥獣被害対策の拡充

あわせて、水田から畑への用途変更後

整備等対策の拡充を図るため、 ②緊急的な捕獲活動及び侵入防止柵の 防止に係る抜本的な対策を講じること。 とともに、関係省庁の連携の下、被害 難な「災害」のレベルまで達している 拡大するなど、町村だけでは解決が困 ①鳥獣被害対策については、野生鳥獣 ため、十分な予算を継続的に確保する による農作物等の被害が市街地にまで 鳥獣被

> 財源を確保すること。 害防止総合対策交付金の拡充等必要な また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支

免許更新費用の支援など、担い手の育 ③狩猟者の負担軽減を図るため、 き上げること。 費の上限単価を、 を行うため、幼獣における捕獲活動経 成・確保に向けた支援策の拡充・強化 援事業については、持続的に捕獲活動 成獣と同程度まで引 狩猟

援すること。 の充実や関係事業者の連携促進等を図 す地域資源とするため、 ④「ジビエ」を農山村の所得を生み出 ジビエ利用拡大に向けた取組を支 処理加工施設

を図ること。

1 援措置を拡充すること。 ルギーが円滑に導入されるよう財政支 に基づき、町村における再生可能エネ ||再生可能エネルギーの導入促進等 「農山漁村再生可能エネルギー法!

の売電収入を地域に還元できる仕組み づくりの推進を検討すること。 ②農業農村整備事業による小水力発電

とから推進すること。 事例については地域活性化に資するこ 例の排除を徹底するとともに、 ③営農型太陽光発電における不適切事 食料安全保障の確立 適切な

えた万全の対策を講じること。 業の生産力強化、農山漁村の活性化に 変化等に長期的に対応し得る農林水産 食料安全保障の観点から、 食料の安定供給の確保 関係予算の増額等、 将来を見据 国際情勢の

> 要な財源を確保すること。 定するとともに、目標達成のために必 を安定して供給できるような目標を設 画において国民に安全・安心な農産物 食料自給率については基本計

理解醸成に対する取組の強化 消費者の食に対する関心が高まっ

②食の安全・安心確保と国産農産物の

合理的な価格の形成に向けた消費者の

への支援強化や、 生産者の顔が見える地域の生産活動 深めるために、生産者と消費者の信 ていることから、国産農産物の合理 成すること。 を推進し、 頼関係の構築に向けた取組の拡充等、 的な価格の形成について国民理解を 国民的コンセンサスを形 国民への啓発活動

引上げや農林水産業と教育機関の連携 ③国産農産物の消費拡大と食育の推進 全・安心を確立し、 を講じる場合には、 食料供給困難事態対策法に基づく措置 (4)食料供給困難事態対策法について 校給食における米飯給食の目標回数の 進に当たっては、地産地消の推進、 頼の確保に向けた取組を強化すること。 検疫体制を強化するとともに、食の安 国産農産物の消費拡大及び食育の推 また、国産・輸入食品に対する検査 効果的な方策を講じること。 消費者の期待と信 現場に混乱が生じ

の説明・周知を徹底すること。 農業の持続的な発展

ないよう農業者や自治体など関係者へ

⑴生産コストの低減と収益力の向上 農業経営の安定的な経営と競争力の

(3)米政策の推進について

週

報

推進していくためにも、

町村及び地域

また、経営所得安定対策を継続して

行うこと。

農業再生協議会への財政支援の拡充を

29

対策等の拡充を行うこと。の収益が低下していることから、補填料・肥料の急激な高騰により、農業者強化を図るため、燃油や資材価格、飼

また、省力・省工ネ機械の開発普及を推進するとともに、農地利用効率化等支援交付金等、農家が機械・施設を等支援交付金等、農家が機械・施設を特支援を加担い手の育成・確保に当地域農業の担い手の育成・確保に当地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な就農・経営形態や地たっては、多様な就農・経営形態や地がの実態に応じた対策を拡充し、継続の実態に応じた対策を拡充し、継続の開発普及

交付額の拡充を行うこと。保するとともに、交付要件の緩和及び欠付対象となるよう、所要額を十分確いては、新たに農業を志す全ての人がいては、新規就農者育成総合対策につまた、新規就農

うこと。 産者に対し、きめ細かな情報提供を行応じた生産を着実に実施するため、生い米政策の推進に当たっては、需要に

町

寧な説明を徹底すること。
②水田活用の直接支払交付金について②水田活用の直接支払交付金について。
②水田活用の直接支払交付金について

また、畑地化促進助成については、大きができるよう、支援を拡充すること。営ができるよう、支援を拡充すること。はいよう、きめ細かな対応をすること。また、対象作物の拡大に当たっては、水また、畑地化転換後においても、安定的な経畑地化転換後においても、安定的な経畑地化転換後においても、安定的な経畑地化転換後においても、安定的な経畑地化促進助成については、

な措置を講じること。

(の) は、一人でも多くの農業者が加入し、制度を有効活用できるよう、適切し、制度を有効活用できるよう、適切を関るとともに、収入保険制度につまを図るとともに、収入保険制度につい、米価下落対策の充

ことが重要であるため、中長期的な視 るとともに、 確保すること。 を来さないよう、 協力金については、 いよう措置すること。また、機構集積 理機構の町村への業務委託について ②農地の集積、 点に立った支援措置を継続すること。 実情を踏まえ、徐々に作り上げていく ①地域計画の策定については、 (4)農業経営基盤の強化について 業務が過大とならないよう配慮す 町村に実質負担が生じな 集約を担う農地中間管 国において所要額を 地域の取組に支障 地域の

向上に不可欠であるため、必要な予算の上に不可欠であるため、必要な予算でした運用ができるよう、要件の見直しを検討すること。う、要件の見直しを検討すること。が、要件の見直しを検討すること。が、要件の見直しを検討すること。が、要件の見直しを検討すること。が、要件の見直しを検討すること。が、要件の見直しを検討すること。

特例措置を恒久化すること。

⑥農林漁業用A重油・軽油に係る税制

措置を図ること。 償還に係る農家や地元町村の負担軽減を確保するとともに、同事業の負担金

強化を図ること。

強化を図ること。

強化を図ること。

強化を図ること。

強化を図ること。

②近年頻発する自然災害による農業被

でいることを踏まえ、点検及び補修に下ンネル等については、老朽化が進ん下ンネル等については、老朽化が進ん再発にも耐え得るような、災害に強い再発にも耐え得るような、災害に強い再発にも耐え得るような、災害に強いを ともに、同一箇所での支援を講じるとともに、同一箇所での支援を講じるとともに、同一箇所での支援を講じるとともに、同一箇所での

政措置の拡充を図ること。に基づき実施する事業については、財防災工事等の推進に関する特別措置法また、防災重点農業用ため池に係る

図ること。

対する技術的及び財政的支援の拡充を

④所有者不明で適正な管理が困難な特で、農業農村整備関係事業の面積や作う、農業農村整備関係事業の面積や作う、農業農村整備関係事業の強展・農の一間地域における農業の発展・農の中山間地域における農業の発展・農の中山間地域における農業の発展・農の中山間地域における農業の発展・農の中山間地域における農業の発展・農の一、農業農村整備関係事業の面積や作う、農業農村整備関係事業の面積や作う、農業農村整備関係事業の面積や作う、農業農村整備関係事業の面積や作う、農業農村整備関係事業の関係を観れている。

軽減(①畜産・酪農農家の離農が相次いでい担金)の畜産・酪農対策の推進

また、畜産・酪農の体質強化を図るに応じた畜産・酪農経営安定対策の充に応じた畜産・酪農経営安定対策の充

醸成を図ること。一丸となり、生乳の安定②関係機関が一丸となり、生乳の安定②関係機関が一丸となり、生乳の安定・消費拡大の実現に向けた製品の需要・消費拡大の実現に向けた製品の需要・消費拡大の実現に向けた製品の需要・消費拡大の実現に向けた製品の需要・消費拡大の実現を継続・拡充すること。

担を軽減すること。

④配合飼料の価格安定を図るととも
の確立を図り、畜産経営者のコスト負
利用の拡大を含めた国産飼料製物の生産・
に、飼料用米等国産飼料穀物の生産・

を図るとともに、国が積極的に現場を終い上対策の強化及び財政措置の拡充協高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連については、関係省庁による緊密な連にかいても、価格安定を図るとともに補ついても、価格安定を図るとともに補っいても、価格安定を図るとともに補っいても、価格安定を図るとともに補っいても、価格安定を図るとともに補った。

支援する仕組みを構築すること。

また、海外で感染が拡大しているア

□蹄疫等

再発

財

(8)農業・農村の6次産業化の推進

らの6次産業化を推進するための支援 策を講じること。 地域の農林漁業者が主体的に参画 第一次産業を起点とした地域内か

て検討すること。

(9)国内農産物の輸出促進

①みどりの食料システム戦略に基づ 制に対応した産地の育成及び、官民で 水産物の生産、流通、消費に至るまで ⑩みどりの食料システム戦略の推進 の組織づくりの強化を図ること。 においても、輸出先国の品目ごとの規 ための協議を推進するとともに、国内 残留農薬等の基準について調和を図る 出の障壁となっている諸外国の検疫や 拡大する海外市場を視野に入れ、 資材・エネルギーの調達から農林 輸

町

開発などを推進すること。 開発の加速化、環境負荷低減等みどり 上と持続性の両立の実現に向け、 食料システム戦略実現に資する研究 また、食料・農林水産業の生産力向 品種

「農業の生産性の向上のためのス

第3325号

び普及促進を図り、中山間地農業を扣 ともに、市場拡大や販路開拓等も併せ チャレンジする就農者に対し、機械 ③有機農業の推進に当たり、 財源対策の拡充を図ること。 て活用できるよう、既存の措置に加え 形態の農業者がそれぞれの状況に応じ う小規模農家や高齢者農家等、 法律」に基づき、 マート農業技術の活用の促進に関する 施設設備経費の支援及び、営農指導等 へ的経費についての支援も拡充すると 低廉な機器の開発及 新たに 多様な

係る様式の統一化及び手続きの簡略化 ④有機JASの取得において、 の適用期限を延長すること。 るためにも、「みどり投資促進税制 また、有機農業の面積目標を達成す 申請に

申請できるようシステムの充実を図る 省共有申請サービス(eMAFF)で 者等)間の手続きについて、 また、認証機関と認証事業者(生産 農林水産

5 要な支援策を講じること。 産基盤にも大きな影響を与えることか は 、米国の関税措置への対応に当たって し、影響を受ける事業者に対する必 農産物の輸出のみならず国内の牛 農林水産業全般に対する影響を分 措置の見直しを強く求めるととも 国際農業交渉に関する適切な対応

取組や環境づくりを支援すること。

)環境負荷低減と持続的発展に向け

業への影響を十分精査し、 び日米貿易協定等に関しては、 (2)CPTPP協定、日EU・EPA及 丁寧な情報 国内農

すること。 多様な農業の共存を基本とし、 ③WTO農業交渉については、 う、生産基盤の強化と経営安定に向け 提供を行うとともに、影響を受ける農 現に向け、 確保等を内容とする「日本提案」の実 多面的機能への配慮や食料安全保障の た支援を着実に実施すること。 産物の再生産が引き続き可能となるよ 粘り強い交渉を強力に展開

農業の 各国の

ついては、 なわないよう取り組むこと。 また、今後のEPA・FTA交渉に 国内農業・農村の振興を捐

17 林業・山村対策の推進

現すること。 活性化が図られるよう、 を実現し、地域資源を活かした山村の ニュートラルに寄与するグリーン成長 を高めながら2050年カーボン 化等により、林業・木材産業の持続性 効果的な供給体制の構築、 木材需要の創出、 国産材の安定的 次の事項を実 輸出力の強

を図ること。

1. 林業基本計画」の策定 地域の実情に即した次期 「森林

画を策定し、着実に実施すること。 的機能の強化を図るべく、 に当たっては、地域の実情に即した計 次期「森林・林業基本計画」の策定 森林の持続可能性の確保や多面 国産材の需要拡大を図るとと 再造林など

2. 国産材の効率的かつ安定的な供給

森林の保護・育成に十分な支援を行う

と需要の拡大

を確立すること。 材の安定供給と品質向上のための体制 環成長対策」の所要額を確保し、 を強化するため、「林業・木材産業循 間伐材等の利活用の推進及び木質バイ を含む非住宅分野での木造化の推進、 ⑴CLT等の普及、公共・公用建築物 オマスのエネルギー利用に関する支援 国産

物の木造化を推進し、建築用木材の安 ⑶脱炭素社会の実現や地域経済の活性 の需要喚起と拡大を図ること。 の法定耐用年数の延長等を行うととも う、実態を踏まえた林業・木材産業成 定供給に資する技術の普及、 化に貢献する中高層建築物等一般建築 緩和や木造建築における減価償却資産 長産業化促進対策交付金の補助要件の ②国産木材の利活用が推進されるよ 都市部における木材利用等、 開発及び 層

(4)木造の公共建築物の建築に当たって ト面等から、 など遠隔地においては、 は、製材工場の偏在等に伴い、北海道 建築単価が割高となって 輸送等のコス

人材の育成を図ること。

の措置を講じること。 算基準を見直す等、全国あまねく公共 建築物の木造化が推進されるよう万全 このため、 公共建築工事標準単価積

充実化 3. 森林整備の推進と森林管理対策の

旧·予防等、 (1)間伐や路網整備、 林整備の着実な推進と荒廃山地の復 総合的な治山対策を図る 再造林等による森

町 報 続的な取組を推進すること。

に予算を確保すること。 林野公共事業については重点的

じること。 ②花粉症対策については、「花粉症解 の復旧・復興を含めた万全の対策を講 木の生産拡大について、集中的かつ継 源対策、飛散対策及び花粉の少ない苗 決に向けた総合対策」に基づき、発生 ため、再造林対策等の徹底や、 近年、頻発する山地災害に対処する 発災後

強化を図ること。 り森林整備が推進されるよう研修制度 に資する国及び都道府県による支援の など、地域の実情に合わせた体制整備 (3)森林経営管理制度の円滑な運用によ

強化すること。 竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を ⑥里山等の荒廃竹林に対しては、 開発・普及、ICTの活用を推進し マート林業については、低廉な機器の 的及び財政的支援の拡充を図ること。 を踏まえ、点検及び補修に対する技術 トンネル等の老朽化が進んでいること 層活用しやすい環境を整備すること。 |林業経営の効率化・安定化を図るス . 林道の整備については、特に橋梁.

を防ぐため、 の病害虫被害については、 8松くい虫やカシノナガキクイムシ等 援すること。 に係る抜本的な対策を講じるととも 獣被害対策については、森林被害防止 ⑦深刻化・広域化するシカ等の野生鳥 ジビ工利用拡大に向けた取組を支 より効果的な駆除技術の 拡散·増加

> 開発等の未発生地域に対する予防対策 を強化すること。

樹種転換、 伐採に向けた対策を講じるとともに、 また既に被害を受けた枯死経過木の 被害木の利用等を促進する

ため、 川効率的な森林経営や管理の適正化の の迅速化・効率化を図ること。 ては、保安林の指定解除に係る手続き て町村が計画する公益的な事業につい 10自らの町村域に存する保安林におい て、貴重な森林資源や水資源を守るた (9)外国資本等による森林買収につい 有効な対策を検討すること。 森林の集積・集約化を推進する

滑な実施を支援すること。 に配慮し、事務負担の軽減や事業の円 画の策定については、町村の執行体制 また、集約化構想・集積配分一括計 担い手の育成と経営改善

図り、新規就業者の育成や、 の延長や助成単価の引上げ等の拡充を (2)できるよう支援を講ずること。 足や新規就業者の定着率の低下を踏ま 人口減少や高齢化等に伴う担い手不 「緑の雇用」関連事業における期間 林業従事者が安定して働くことが 林業従事

特定技能制度については、 (3)新たに林業・木材産業が追加された 体制の整備を強力に推進すること。 施業や経営の集約化、木材の加工流通 スター等の人材の育成を強化し、森林 また、森林施業プランナーやフォレ 人材確保に

者に対する支援措置を強化すること。

⑤公益性の高い森林の公有林化に当た (4)林業労働安全対策の充実を図ること。 な貸付枠を確保すること。 融制度については、需要に応じた必要 日本政策金融公庫資金等の林業金

ること。 また、譲渡所得税の減免措置を講じ

山村地域の振興

り、地域内経済循環を構築し、山村地 地域内発的な産業を振興することによ ⑴未利用木材など地域資源を活用した 域の雇用の創出と所得の向上を図る施

③森林・林業を支える山村が多面的な ること。 出・推進するための財政支援を拡充す

林半×」の活動に対する支援を強化す む「山村活かし隊」の確保・育成、 援措置を拡充すること。 の移住や定住・関係人口の創出を通じ た活性化のための活動に対する財政支 また、里山林の整備や活用に取り組 平

 \emptyset (4) 平地に比べ整備が遅れている道路 設等の生活関連インフラの整備・充実 信施設、教育施設、医療施設、 上下水道(合併処理浄化槽)、 適切な支援措置を講じること。 定住の阻害要因を解消するた 、福祉施 情報通

つながるよう、円滑な運用に努める

策を講じること。

多様な分野で、新たな雇用と収入機会 を確保する「森林サービス産業」を創 ②森林空間を活用し、健康、 観光等の

機能を発揮するための活動や、山村へ

ること。

6 森林環境譲与税について

じた理解の醸成を積極的に行うこと。 ともに、引き続き取組事例の広報を通 う、配分の在り方について検討すると 域の森林整備がより一層進展するよ 森林環境譲与税については、 国際交渉に関する適切な対応 山村地

援を着実に実施すること。 F製材・構造用集成材などの林産物の び日米貿易協定等に関しては、丁寧な 産性の向上と競争力の強化に向けた支 再生産が引き続き可能となるよう、生 情報提供を行うとともに、合板・SP CPTPP協定、日EU・EPA及

措置の充実 森林・林業・山村に係る地方財政

策等の推進」に係る地方財政措置の拡 ⑴「森林・山村対策」「国土保全対策_ 充を図ること。 「花粉症対策」並びに「森林吸収源対

実と、森林整備促進の実効性を高め ②町村における森林・林業行政の充 いて、財政支援を講ずること。 やドローンの資格取得に係る費用につ 運搬用としてドローンを購入した場合 また、 市町村が林業資材・苗木等の

政需要額に「林野面積」(国有林野面 設すること。 るため、地方交付税における基準財 位とする「森林・林業行政費」を新 積を含む)や「林道延長」を測定単

水産業・ 漁村対策の充実

18

資源の減少や海洋環境の変化、 我が国の水産業は、 燃油高騰、 自然災 漁業

活」に向け、次の事項を実現すること。 環境にあることから、 害の頻発化、担い手の高齢化等厳しい 「水産日本の復

ALPS処理水海洋放出における

や国内外における理解の醸成、 継続支援を引き続き行うこと。 を受けた漁業者・水産関係者への事業 費拡大への取組、 ALPS処理水海洋放出について 風評影響を受ける事業者への支援 輸入規制強化の影響 国内消

置の即時撤廃に向けた交渉を継続する また、中国等による輸入規制強化措

の着実な実施 水産基本計画及び水産政策の改革

着実に実施すること。 化や漁業者の所得向上に向けた取組を 改革」に基づき、水産資源の適切な管 「水産基本計画」及び「水産政策の 水産業の成長産業化、 漁村の活性

育成・確保 漁業経営安定対策の強化と人材の

町

رحات 保するとともに、 .漁業経営安定対策に必要な財源を確 また、昨今の原油価格等の高騰を踏 恒久的な制度とする

まえ、漁業用燃油・餌料価格に関する

(第三種郵便物認可)

加工業者等に対する支援を継続する 難により大きな影響を受けている水産 対策の拡充・強化を図ること。 あわせて、 ロシア産水産物の調達困

(2) 新規就業者の定着率の低さを踏ま

援を強化すること。 成長産業化沿岸地域創出事業による支 漁業構造改革総合対策事業や、 漁船等のリースを円滑に行えるよう。 (4)漁業者が代船建造等の設備投資や、 度となるよう見直しを図ること。 とって有利かつ、より加入しやすい制 (3)漁業共済制度については、 等の諸対策の拡充を図ること。 漁業の担い手の育成・確保、 技術や経営管理能力に係る研修体制、 労働環境の改善、安全対策、 漁業者に 就業相談 水産業 漁業

ともに、国際競争力の強化のため、I 5)漁業経営の効率化・安定化を図ると 期限の延長を図ること。 また、「沿岸漁業改善資金」の)償還

資格制度の見直しを行うこと。 は海技士免許を取得できないことから (6)特定技能外国人は現状の資格制度で 開発を強力に支援すること。 ついては、一層の活用に向けた研究 グデータを活用したスマート水産業に CT、ロボット、AI等の新技術やビッ

を追加すること。

激甚災害法」の対象施設に定置網等

者の取組を強力に支援すること。 の安定、漁業所得の向上に向けた事業 るとともに、 力再生広域プラン」の更なる推進を図 (8) の見直しを行うこと。 いることから正組合員資格の下限日数 の兼業が進み、漁協組合員が減少して (7)漁業収益の減少等により遊漁船業と 「浜の活力再生プラン」や「浜の活 プランに基づく漁業経営

(1)漁港漁場整備長期計画に基づき 備の計画的推進

②水産物を用いた特産品開発や個別産

テムの導入に対する支援を拡充すると

ともに、輸出の拡大に注力すること。

活力ある漁村づくりと水産基盤整

的な発展を図ること。 ②海や漁村の地域資源や漁港の活用に 施すること。 漁港・漁場・漁村の整備を着実に実 とともに、水産基本計画と連携し、 や水産業の競争力強化等を推進する る減災事業への支援制度を創設し、 を強化するとともに、水産施設に対す ③防災・減災の観点に立った海岸整備 よる「海業」を積極的に推進し、 害に強い漁業・漁村づくりを推進する

ح کے となるよう支援を拡充すること。 あわせて、今後の大規模災害に備え、 また、小規模な漁港についても対象

事業者間の情報共有体制の整備に係る とのないよう、事業継続計画の策定や (4)自然災害が頻発する中、 産基盤の復旧・復興を着実に実施する 復旧に関する支援を拡充・強化し、 支援を強力に推進するとともに、災害 工業者が被災により経営を断念するこ 漁業者や加 生

援を充実すること。 町村が多いため、漁村地域に対する支 (5)漁村は、 不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な THACCPやトレーサビリティシス 水産物の加工・流通・消費対策 辺地、 離島、半島等条件が

> 図ること。 流通及び輸出促進のための環境整備を な消費者ニーズに応じた国産水産物の 化に対する支援を行うとともに、多様 地のブランド化等、水産業の6次産業

大規模自然災害に備えた対応力強化

③海洋生態系の放射性物質挙動調査を 積極的に推進すること。 また、諸外国による輸入規制の緩和

持続

報発信により、 (4)学校給食等における魚食の拡充や情 ركاك 推進すること。 撤廃に向けた交渉を引き続き推進する 国産魚食の普及を更に

災

養殖業の確立 資源管理による持続可能な漁業・

現すること。 競争力の強化と持続可能な養殖業を実 生産性の向上を図るとともに、新たな ⑴養殖業成長産業化総合戦略における 疾病対策に関する研究・開発を進め、 各種目標の達成に向けて、 需要創出・市場獲得に取り組み、 養殖技術や

態系に配慮した増殖手法の確立等に努 ②内水面漁業・養殖業の振興を図るた 策を強化すること。 回帰率の低下原因の究明と資源増殖対 めるとともに、放流したさけ・ますの 水質の改善や地域特有の魚類の生

③シラスウナギの漁獲量の増減に関す 事業を強力に推進すること。 業化に向けた大量生産システムの実証 ビリティ手法の確立やウナギ種苗の商 る原因を究明するとともに、 トレーサ

底を引き続き図ること。 シラスウナギの密漁対策の徹

を行うこと。 の意見を踏まえて議論し、 の指定に際し、国際情勢や水産業者等 するとともに、対象となる魚種や製品 《者の負担とならないよう最大限配慮 漁獲証明制度の運用については、 十分な説明 事

ること。 り組む監視活動に対し支援策を拡充す (5)密漁監視体制の整備や各取締機関の 連携による取締りの強化等、 地域が取

とともに、協定水域全域における操業 する指導・取締体制を拡充・強化する 備の転換費用といった魚種転換の取組 養殖技術の開発及び漁獲体制や加工設 ⑦海洋環境の変化に対応した新たな増 秩序の確立を図ること。 ⑥外国漁船による違法・無謀操業に対

貿易ルールの確立と海外漁場の

に対する支援を拡充し、引き続き講じ

向上と競争力強化に向けた支援を着実 に実施すること。 産が引き続き可能となるよう、 とともに、影響を受ける水産物の再牛 に関しては、速やかな情報提供を行う ①CPTPP協定、日EU・EPA等 生産性

③資源管理の重要性が高まるマグロ類 が行われることのないよう努めること。 ②水産物に関する国際交渉等において た国際的な資源管理に関するルールづ については、科学的資源評価を踏まえ を及ぼす関税の引下げや、 (IQ制度)等の非関税措置の撤廃 水産業の安定と発展に深刻な影響 輸入割当制

> に努めること。 くりを主導し、 遠洋漁業の漁場の確保

を図ること。 導入等による秩序ある操業環境の構築 の回復による持続的利用と漁獲規制の (4)カツオの資源管理については、

強化すること。 の連携、国際社会に対する働きかけを 査に係る技術開発を推進するととも (5) 商業捕鯨については、資源管理・調 に、鯨類の持続的利用を支援する国と

漁場環境の整備

8

ること。 実態把握と処理対策を早急に実施す る可能性が高いため、国において については、環境への悪影響ととも 港等に放置されているFRP漁船等 けた取組を推進すること。特に、漁 ②漁業系廃棄物の処理及び再生に向 焼け対策、 発揮に資する藻場・干潟等の保全や磯 に、操業への支障や災害等を誘発す への支援策を充実強化すること。 、水産業・漁村の有する多面的機能の 海水中の栄養塩減少対策等

ركح

や効果的な駆除方法を確立すること。 よる漁業被害については、 ③クラゲやザラボヤ、トド、エイ等に また、赤潮による被害の防止・軽 発生源対策

すること。 るとともに、 者の経営再開を支援する措置を講じ 減対策を行い、 介類の処理に対する助成制度を創設 赤潮等でへい死した魚 被害を受けた養殖業

19 道路・河川、 備促進

生活環境等の整

生活環境等の整備を積極的に促進する 性化し、安全・安心な住みやすい地域 必要がある。 社会をつくるためには、 町村を広く国民のふるさととして活 よって、国は次の事項を実現すること。 道路、

河川

安全交付金については、更新を含めた ⑴社会資本整備総合交付金及び防災 災・安全交付金の財源確保等 長期安定的に必要な財源を確保する 建設、改築が確実に実施できるよう、 社会資本整備総合交付金及び防

すること。 安全交付金を活用して実施する事業 枠で財源を確保するとともに、町村 補助制度については、交付金とは別 安全交付金の一部を財源とする個別 (2)社会資本整備総合交付金及び防災・ 町村の意見を十分反映すること。 に影響を及ぼすことのないよう配慮 が社会資本整備総合交付金及び防災・ また、重点配分の決定に際しては

2. 道路の整備促進

便性の向上、地方創生等の推進のため、 ②災害時の代替ルート確保や住民の利 進することができるよう、 高規格道路のミッシングリンクの解消 を創設すること。)長期安定的に道路整備及び管理を推 一般国道及び都道府県道の整備並 新たな財源

> り、道路ネットワークの機能強化を図 びにこれらとの連携強化を図るための 市町村道の整備を促進することによ

止対策等を含めた道路の維持、 の拡幅整備や生活道路網の新設整備、 急活動に支障を来すような狭小道路 改良を行えるよう必要額を確保する 安全な通学路の整備、落石・崩壊防 ③地域の安全・安心の観点から、 修繕、

すること。 橋梁、トンネルの修繕や点検に対して 朽化対策を総合的に推進し、とりわけ、 (4)防災・減災等に資する社会資本の老 技術的支援や財政措置を充実強化

3. 河川等の整備促進

に十分配慮すること。 う、その意義の周知を図るとともに、 策等の事前防災対策をはじめとする流 の重要施策である。町村が堤防強化対 業の実施に当たっては、 必要な財源を安定的に確保すること。 域治水事業を計画的に実施できるよ ⑴治水は防災・減災の観点において国 また、国が管理する河川改修等の事 生態系の維持

業を重点的に推進すること。 ②整備が立ち後れている町村の海岸事

水道施設・汚水処理施設の整備

(1)水道施設の整備促進

施設の整備を促進すること。 ①耐震性及び安全性強化のため、 水道

サイジング等の再構築事業や老朽化施 給水人口の減少に伴うダウン

رح

②簡易水道の布設は、脆弱な町村財政 するとともに、導入やメーター交換に ③水道スマートメーターの導入を推進 げを含め補助制度を拡充すること。 を逼迫させているため、補助率の引上 置を充実強化すること。

設の更新に係る費用等に対する財政措

化すること。 かかる経費について財政支援を充実強 整備について必要な予算措置を講じる ①整備が立ち後れている町村の下水道 (2)汚水処理施設の整備促進

رح とともに、必要な予算措置を講じる 築について、国による支援を継続する また、下水道施設の老朽化に伴う改

費については、全額国費負担とする رح る下水道管路の調査・点検に要する経 なお、国の要請に基づき特別に実施す 的・財政的支援を強化すること。 特に、管路施設の更新に対する技術

置を充実強化すること。 ②農業集落排水事業、浄化槽設置整備 汚水処理施設の耐震化に対する財政措 ③ 今後の大規模地震に備え、水道施設 成措置を充実強化すること。 設への接続にかかる費用についても助 るとともに、公共下水道や集落排水施 事業等について必要な予算措置を講じ

その拡充を図ること。

(第三種郵便物認可)

安定的経営の確保 上水道・簡易水道・下水道事業の

来にわたり安定的に継続することがで 上水道・簡易水道・下水道事業を将

> ること。 規模な事業に対する支援措置を講じ 要であることから、技術的・人的支援 た、広域的な連携協力体制の構築も重 きるよう、十分な支援を行うこと。 な連携の効果を得ることのできない小 と併せ、財政措置を充実強化すること。 さらに、地理的条件等により広域的 ま

強化すること。 (2) 高料金水道に対する財政措置を充実

弾力的な運用を検討すること。 適用を要件とする予定とされている 決算に基づく算定から公営企業会計の 地方交付税措置について、 (3) 高料金対策及び高資本費対策に係る 事業規模や地域の実情に配慮し

20 地域商工業振興対策等の推進

融、税制、各種補助事業等を継続し、 これまでの地域商工業者に対する金 経済対策を着実に実施するとともに、 ②地域経済の回復・再生に向け、 支援を行うこと。 響を受ける事業者に対するきめ細かな 報収集、国内産業への影響分析及び影 ①米国による関税措置については、 地域商工業対策の拡充 総合 情

講じること。 進するため、国において有効な対策を また、中小企業における賃上げを推

図ること。

商工業の活性化や災害への対応力強 発展を遂げることができるよう、地域 ③新たな小規模企業振興基本計画を踏 まえ、事業者と地域がともに持続的な

化

令和6年度

(5)中小企業等の持続的な経営に向け、 や、消費者ニーズ・社会情勢に対応し 拓等による生産性向上に向けた取組 IoT技術の導入、設備投資、販路開 への支援を一層強化すること。 た新分野展開や業態転換、

(7)中小企業等の資金需要への機動的な (6)適格請求書等保存方式(インボイス あわせて、 等による支援を拡充・強化すること。 対応を図るため、信用保証や融資制度 適切な措置を講じること。 益を被らないよう、特例措置の継続等 制度)については、免税事業者が不利 申請時の手続きの簡素化を

وع 免等を含めた強力な支援策を講じる する資金繰り支援や返済猶予、債務減 している中小企業、小規模事業者に対

着実に実施すること。 援内容の周知等を含め、 踏まえた取組に対する支援や、事業支 の構造変化や社会情勢、 担い手の確保・育成等、地域経済 伴走型支援を 地域の実態を

センターによるニーズの掘起こしや (4)事業承継・引継ぎの促進と円滑化の マッチング等幅広い支援を継続する 支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援 ため、事業承継税制や補助金等による

また、コロナ禍で中小企業向けに実

支援を強化すること。 や、経営改善や事業の再構築に向けた 施された「ゼロゼロ融資」の返済対策 海外展開等

者への支援を拡充すること。 等を推進すること。

また、近年の情勢により債務が増大

すること。 加工・流通、 (8) 農商工連携を促進させるため、生産、 において、 きめの細かい支援策を拡充 研究・事業化等の各段階

税財政措置の拡充を図ること。 の運行等、地域商業の活性化の取組が や空き店舗への店舗誘致、 101自然災害が頻発する中、中小企業 済・生活環境創設交付金等、 (9) 商店街において、 層推進されるよう、新しい地域経 商業施設等の整備 買い物バス 必要な

調整の円滑化や、交通インフラの整備 強力に推進すること。 続力強化計画の策定等に対する支援を のないよう、事業継続計画及び事業継 等が被災により経営を断念すること め、開発規制の見直しによる土地利用 ⑴企業の地方等への投資拡大を図るた 企業立地の推進と地域産業の育成

創出に対する支援を充実させること。 携や産業集積、地域イノベーションの 域経済に寄与できるよう、産学官金連 ②地域の事業者が潜在能力を活かし地 地域資源のブランド化や起業

制度の周知や相談体制を充実させる ⑴外国人材の受入れについては、「出 実習法」 人国管理及び難民認定法」及び「技能 . 外国人材の受入れ体制の拡充 に基づく適正な雇用を推進す 新たな「育成就労」も含め、

(2)「外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策」に基づき、外国人労働

رحات

助言等を行う体制の充実強化を図る

公益通報の対応等について相談

度の内容等の周知徹底を図るととも

町 週 報

> する支援を推進すること。 者の人材育成の取組や受入れ企業に対 消費者行政の推進

町村の消費者行政を推進する上で不可 ている地方消費者行政強化交付金は 欠であることから、活用期限を延長し -分な所要額を確保すること。 令和9年に活用期限終了が予定され

(3)新たに策定された食品寄附ガイドラ ては、 に向けた実効性のある取組を支援する 周知を図るとともに、食品ロスの削減 インについて、関係団体・事業者への 動に積極的に取り組むこと。 被災地の農林水産物の魅力等の広報活 う丁寧な説明や財政支援を講じること。 放射能関連の風評被害対策について また、消費生活相談のDX化におい 放射性物質に関する情報発信や、 システム移行で混乱が生じぬよ

増加のため情報提供等を行うこと。 指針やガイドラインを踏まえた通報制 ようとする市町村への支援と、 企業や地方公共団体・国民に対し、 公益通報体制の整備について 食品ロス削減推進計画を定め 策定数

21 観光施策の推進

境整備や地方への誘客の強化は急務で 業の活性化に向けて、旅行者の受入環 地域への経済波及効果の高い観光産

> 要がある。 な観光の推進」 国と地方は一体的な連携をもって、「地 歴史等、特色ある観光資源を活かし、 それぞれの地域が豊かな自然・文化 ある。我が国の観光需要が高まるなか、 方誘客のより一層の促進」「持続可能 に戦略的に取り組む必

よって、国は次の事項を実現すること。

ること。 等の取組に対する支援を充実強化す よる情報提供機能の強化、 報伝達が可能となるよう、多言語に 実現し、災害時においても必要な情 ⑴訪日外国人旅行者の快適な旅行を レス決済の普及、トイレ環境の整備 LANの更新も含めた整備、キャッシュ 旅行者の受入環境の整備等 公衆無線

ること。 移動の利便性向上のための支援を講じ の確保等、 通アクセスの整備や現地での移動手段 ②駅等主要交通拠点から観光地への交 訪日外国人を含む旅行者の

層推進すること。 様な観光人材の確保・育成をより一 仕組みの構築を検討するなど、地域 等の人材養成やその活動を応援する の魅力増進・情報発信に貢献する人 (4)地域独自の知恵・技の伝承や地域 持続可能な観光を促進すること。 用等の受入環境整備の取組を支援し、 然環境・文化等の地域資源の保全・活 ③オーバーツーリズムの未然防止や自 |観光産業の活性化のため、多種多 地域に密着したガイドや語り部

(6)過疎・離島等の条件不利地域におい 援を行うこと。 品イベント等に対し、 (5)町村が行う誘客キャンペーンや物産 ζ 積極的に財政支

2. 観光振興施策の推進・支援 措置を講じること。 に潜在する観光資源を発掘し、 ⑴農山漁村の景観や生活文化等 ないよう、公衆無線LANの整備 持管理の経費に対し、 災害時に情報格差が生じることの 必要な財政上の 農山漁 地域

成による観光客誘致を推進するととも ②地域資源を活用したコンテンツの造 諸施策を一層推進すること。 的に支援を行うこと。 済の活性化を目指す取組に対し、 在の長期化等、観光需要の質的な変化 に沿った観光地域づくりにより地域経 同一地域への来訪の高頻度化や滞 積極

進すること。 ③テレワークを活用したワーケーショ ルの普及・定着を国においても一層推 ンやブレジャー等、新しい旅のスタイ

や、地域文化財の保存及び観光事業へ (4)地域特性を活かした観光施設の再生 ること。 図るための施策に対し、 の活用により伝統文化の維持・継承を 支援を強化す

⑤公共交通機関との連携に向けた取組 ラの重点的かつ先行的な整備を推進す 全に配慮した基盤整備等、 を支援するとともに、景観・環境・安 観光インフ

(6)国立公園等の滞在型・高付加価

値

ر کے ク等を活用した地域活性化に関連す る取組に対し、 観光の推進や、 ジオパーク・エコパー 積極的な支援を行う

ること。 の財政支援の強化や国主導での改修等 の使途拡大を図るなど財源確保に努め を推進することとし、 施設について、修繕等を行う自治体へ また、国立公園等に設置された利用 国際観光旅客税

国を挙げて促進すること。 ⑦休暇の連続取得や取得時期 の分散を

村の価値の再発見や向上を図るための

政府全体として一元的に調整し、 から、それぞれの施策が有機的に連携 (8) 観光政策は多くの省庁に関わること 団体に情報提供すること。 して効果を上げることができるよう、 地方

図ること。 の補正要素として、観光入込客数を考 光地所在町村の財政需要を反映した単 (9)普通交付税の算定に当たっては、 慮したものを用いるなど、充実強化を 位費用や補正係数の引上げを図ること。 消防費、下水道費、 清掃費等

えるよう、また、普通交付税の算定 把握・比較し戦略的な観光政策を行 ては、町村が各地域の実態を的確に ⑩観光入込客統計の共通基準につい みならず市町村単位での基準を整備 すること。 に使用できるよう、都道府県単位の

でも地方が観光資源の魅力向上等に対 川国際観光旅客税については、 を踏まえ、その税収の一定割合を地方 様々な取組を行っていることなど

活かせる交付金等により地方に配分す

団体にとって自由度が高く創意工夫を

3. 大規模震災等からの復旧・復興の

復に対し十分な支援を行うとともに、 復興支援を精力的に進めること。 進等、観光振興による被災地の活性化 復興ツーリズムの推進や教育旅行の促 ⑴災害によって損傷した観光資源の修

もに、損害実態に見合った賠償が行わ ため、観光需要喚起策を強力に促進す 需要が落ち込んでいる地域を支援する ③令和6年能登半島地震により、観光 れるよう、迅速かつ適切に対応すること。 については、万全の対策を講じるとと ②原発事故による観光業への風評被害

22 町村消防の充実強化

模化、 ため、 の多様化等の環境変化に的確に対応 必要がある。 近年の災害や事故の多様化及び大規 住民の生命、 消防防災体制の充実強化を図る 都市構造の複雑化、住民ニーズ 身体及び財産を守る

町

よって、国は次の事項を実現すること。

化を図ること。 (2)緊急消防援助隊設備整備費補助金及 する消防防災設備・装備の整備につい び消防防災施設整備費補助金の充実強 防災行政無線のデジタル化を始めと 財政措置を充実強化すること。 大規模災害対策等の推進

を講じること。

第3325号

すること。 (3)林野火災に対する総合的対策を推進

ること。 な取組に対しても財政措置の充実を図 もに、消防の連携・協力に関する多様 費に対し所要の財政措置を講じるとと 2. 消防の広域化に伴い必要となる経

すること。 実等活動環境の整備に係る支援を拡充 消防団及び自主防災組織等の装備の充 3. 地域防災力を一層強化するため、

を充実強化すること。 め、消防団員の報酬等に係る財政措置 消防団の安定的な運営を図るた

課税免除の特例措置を恒久化すること。 の引取りに係る軽油引取税について、 5 消防用船舶の動力源に供する軽油

である。

少、自県を代表する議員が出せない 低下や直接候補者と接する機会の減

など、合区を起因とした弊害は明らか

23 暴力の根絶と安全・安心の まちづくりの強化

らゆる暴力を社会から根絶し、住民生 活の安全対策の充実・強化等を図るこ 社会を実現するため、銃器犯罪等のあ とは緊急の課題である。 よって、国は次の事項を実現すること。 住民が安心して安全に暮らせる地域

する適切な措置を講じること。 1. 行政対象暴力に対する適切な措置 総合的な銃器犯罪対策の推進に対

3 する適切な措置を講じること。 い安全・安心のまちづくりの推進に対 誰もが安心して暮らせる犯罪のな

24 参議院議員選挙における合区 の解消等

期解消について 1 参議院議員選挙における合区の早

割を果たしてきたが、平成28年以降 累次の合区による選挙が実施された。 を選出し、 参議院は一貫して都道府県単位で代表 以来、二院制を採る我が国において これらの選挙において、投票率の 日本国憲法が昭和22年に施行されて 地方の声を国政に届ける役

行するものである。 地方創生や安心安全な国づくりにも逆 れなくなることは極めて問題であり が、国政の中でしっかりと反映される を考えていく上で、多様な地方の意見 た意思が参議院を通じて国政に届けら 必要があり、都道府県ごとに集約され これからの時代の「この国のあり方」

準額の算定については、 消」を早急に実現すること。 国政に参加できる選挙制度とするた いる国会議員の選挙等の執行経費の基 め、憲法改正も含め「参議院の合区解 よって、 公職選挙制度の改善等について 草 町村の別により設定されて 都道府県単位による代表が 実情を考慮し

域の実情に応じ、市町村選挙管理委員 所要の改善を図ること。 ②選挙当日の投票時間については、 地

> すること。 会の判断で弾力的に運用できるように

は、その開設数に関わらず、 (3)期日前投票所の開閉時間について るようにすること。 短縮でき

(4)選挙期間の長い選挙については、 務負担軽減等を図るため、期日前投票 るため廃止すること。 おける職員配置等の事務負担を軽減す また、宣誓書については、 投票所に

すること。 ⑤期日前投票期間における早期の選挙 活用等も含め必要な制度改正等を検討 期間の短縮等を検討すること。 公報を実現するため、 インターネット

エネルギー 対策の推進

ある。 ギー安定供給の確保は、 巻く情勢が大きく変化する中、 情勢の緊迫化など、エネルギーを取り ロシアによるウクライナ侵略や中東 最優先課題で エネル

う ら、長期にわたり安定的に発電する電 安定供給と脱炭素を両立する観点か 促進や適正な事業確保に取り組むよ 域や社会に受け入れられるよう、理解 よう万全を期すとともに、エネルギー ラル実現に向けた取組を官民が行える 源として、再生可能エネルギー等が地 また、2050年カーボンニュート 次の事項を実現すること。

確立 安定的なエネルギー需給構造の

省エネルギーの推進、 脱化石燃料

週

報

1、電気・ガス価格激変緩和対策につき、電気・ガス価格激変緩和対策につき、ボー需給構造を確立すること。開発の推進等により、安定的なエネル開発の推進等により、安定的なエネル再生可能エネルギーや水素の導入拡

ここ。
がス価格激変緩和対策事業を継続するがス価格激変緩和対策事業を継続する不透明な状況にあることから、電気・止まりの傾向にあり、今後の見通しも止まりの傾向にあり、今後の見通しも電気料金等の光熱費については、高

いて。第7次エネルギー基本計画につ

エネルギー安定供給と脱炭素を両立工ネルギー安定供給と脱炭素を両立工ネルギーのする観点から、再生可能エネルギーのする観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と主力電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目いようバランスのとれた電源構成を目がようだ。

≝等 4. 再生可能エネルギーの導入・促

(1)地産地消型のエネルギーシステム構り)地産地消型のエネルギー供給の確保のため、地域をエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的なによる小規模な取組も含めた積極的なによる小規模な取組も含めた積極的ない。

一構内要件」の弾力的な運用等、各地消費の取扱いについては、例えば「同速化のため、電気事業法における自家(2)再生可能エネルギーの導入促進・加

底させること。
地域の実情に配慮した事業の実施を徹の観点から、保安規程の届け出など、の観点から、保安規程の届け出など、

(4)太陽光発電施設、風力発電施設等の(4)太陽光発電施設、風力発電施設等の)は「大学に基づき、地元の領担とならないよう、関係府省が連携し事業者に適切な処理を徹底させるとしま業者に適切な処理を徹底させるとともに、太陽光発電施設、風力発電施設等のについて、廃棄等費用積立制度を着実について、廃棄等費用積立制度を着実に運用すること。

のためには、系統制約への対応が不可のためには、系統制約への対応が不可のためには、系統制約への対応が不可のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、配電系統に係るノ欠であることがら、配電系統に係るノ欠であることがら、支援策を講じること。 (6)森林資源を活用した木質バイオマスに、本籍事業については、発電に要する諸発電事業については、発電に要する諸経費の高騰により、経営が厳しくなっな、大阪の道人のためには、系統制約への対応が不可のにあることがら、支援策を講じること。

ポテンシャルの再調査や、計画から運による小水力発電の導入促進に向け、開発ポテンシャルの高い、地域主導

進について

(7)地域主導による小水力発電の導入促

ること。等、国主導による総合的な対策を講じ制の在り方の抜本的な見直しを行う器類の標準化・汎用化、水利権等、規転開始までの支援体制の構築、設備機

について 5. 電源三法交付金制度の周知・充実

こと。

ことを国民に周知し、その充実を図る力安定供給に資するための施策である20電源三法交付金制度については、電20電源三法交付金制度については、電20を国民に済まること。また、最低保証額を10水力交付金を法律に基づく恒久的な10水力交付金を法律に基づく恒久的な10水力交付金を法律に基づく恒久的な10水力交付金を法律に基づく恒久的な10水力交付金を法律に基づく恒久的な10水力交付金を法律に基づく恒久的な10水力交付金を法律に基づく恒久的な

ること。 (3交付金の対象施設については、全ての核燃料物質加工施設、原子力災害対策連研究施設等を加えるとともに、原子連研究施設等を加えるとともに、原子連研究施設等を加えるとともに、原子連研究施設については、全て

過疎対策等の推進

26

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地地対院療問題、路線バスの廃止による地域医療問題、路線バスの廃止による地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡地域公共交通問題、情報通信格差の拡地域公共交通問題、情報通信格差の拡地域公共交通問題、情報通信格差の拡出するとの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新に強い安全・安心な地域づくり等の新に強い安全・安心な地域づくり等の新に強い。

中においても、過疎地域は、文化・伝こうした厳しい状況に直面している

監額を いでいく必要がある。 監額を いでいく必要がある。

移住者の増加、革新的な技術の創出、移住者の増加、革新的な技術の創出、精報通信技術を利用した働き方への取情報通信技術を利用した働き方への取自立に向けて、過疎地域に誤の解決に資可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

1. を促進すること。 の活性化及び再生、 性の向上、産業の振興、 域との格差の是正、住民の生活の利便 (2)情報通信技術の利用の機会の他の地 らせるための生活基盤を確立すること。 整備を推進し、住民が安全・安心に暮 及び教育の充実等を図るため、5G導 育環境の整備や生活道路、水道などの 買い物弱者対策、子育て支援対策、 回線の高度化等、情報通信基盤の整備 入のための特定基地局、光ファイバ網、 医療の確保、 暮らしと産業を支える施策の推進 地域公共交通の確保 物流の確保、 地域公共交通 医療

③災害時の代替ルートの確保や過疎地

体の協働等によって多様な人材を確保 制特例や金融措置を充実強化すること。 域資源を活かした産業の振興を図ると (4)農林水産業、 の整備を促進すること。 図るため、高規格幹線道路等の道路網 定住対策、関係人口の創出、 を図るとともに、都市との交流、移住・ 地域社会の担い手となる人材の育成 人材の育成確保と地域の活性化 企業の進出、起業等に係る税 地場産業、 観光業等地 多様な主

3. 規制の見直し・緩和

地域社会の活性化を図ること。

見直し・緩和を行うこと。 するため、全国一律の規制等について、 地域公共交通の維持、専門職の配置 財政措置の充実・強化 過疎地域特有の課題に円滑に対応

考慮した上で、過疎対策事業債の必要 を引き上げること。 活性化に有効なソフト分の発行限度額 額を確保するとともに、地域の再生・ 過疎地域の多様な財政需要に対応す 物価上昇等の社会経済情勢を

町

するため、 うための財源及び産業振興や定住施策 に係る交付金の充実・強化を図ること。 を推進するための財源を安定的に確保 地域住民の生活に必要なサービスを行 また、過疎地域における地域社会や 辺地対策の充実・強化 地方交付税措置や地方創生

(第三種郵便物認可)

身近な事業を実施するための貴重な財 政基盤の脆弱な町村にとって、 辺地対策事業債は、税源が乏しく財 住民に

雪崩から人命等を守るため、

雪崩

源となっていることから、 緩和を行うこと。 額及び対象事業を拡充するとともに、 人口減少に伴う辺地地域の人口要件の 地方債計画

域の活性化、都市との交流の促進等を

燃料供給体制の確保・維持

措置を講じること。 的に事業を継続できるよう万全な支援 体制を確保・維持していくため、 担っていることから、地域の燃料供給 の冬場の灯油配送など不可欠な役割を らず、移動手段を持たない高齢者等へ 自家用車や農業用機械への給油のみな 町村におけるガソリンスタンドは、 安定

27 豪雪地帯の振興

地域の振興を図る必要がある。 いるので、これらの障害を取り除き、 阻害されるほか、産業の立地も遅れて 交通の遮断等により生活環境が著しく よって、国は次の事項を実現すること。 豪雪地帯は、冬期の降雪による道路

を促進すること。 推進するとともに、 1. 引き続き施策を計画的・効率的に 「豪雪地帯対策基本計画」に基づ 道府県計画の策定

的に必要な財源を確保すること。 等が着実に実施できるよう、長期安定 については、地域の除排雪体制の整備 ること。 路整備・道路交通確保を確実に実施す 五箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道 「積雪寒冷特別地域道路交通確保 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金

生していることから、地域の実態を調 集落の住民生活が脅かされる事態が発 防止施設等の整備を推進すること。 じること。 な復旧体制の確立等に万全の対策を講 道路対策、雪害防止対策の強化、迅速 おいても、異常気象による大雪により 雪地帯として指定されていない地域に 査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ 豪雪地帯対策特別措置法による豪

28 半島地域の振興

を推進すること。

進等を図り、 法に明記された。 の地理的特性を踏まえた半島防災の推 10年間延長されるとともに、半島地域 半島振興法の改正により、 地方創生に資することが 法期限が

課題を抱えている現状にある。 依然として交通基盤、産業基盤 で人口減少・高齢化が進行しており 半島地域は全国平均を上回るペース 通信体系の整備等の面で多くの 生活

けやすい地形であることから、 斜地が多く、自然災害による被害を受 減災対策の強化も急務である。 また、三方を海に囲まれ、急峻な傾 防災

保し、定住の促進を図る観点から産業 実に実施する必要がある。 るとともに、半島防災に係る取組を着 地域住民の生活の向上を図るため、 における安全で安心な住民の生活を確 種施策を推進し半島地域の振興を進め 振興や企業活動に関わる対策を講じ このような課題を克服し、半島地域 各

29 離島は、

絶の危険性が高いため、救助体制の充 り、災害時における交通及び情報の途 2. 半島地域は地震、津波、 種事業に係る支援施策を講じること。 進できるよう、長期的視点に立った各 実や避難施設、衛星携帯電話等の整備 土砂災害等の災害に対して脆弱であ 施策が、それぞれ着実かつ効果的に推 た各半島地域の半島振興計画に基づく 改正半島振興法に基づき策定され 風水害、

3. 半島振興及び災害対策上重要な半 の利活用に対する支援措置を拡充する エネルギーの導入及び送電網の強化等 ルの実現に向け、バイオマス、風力、 村資源を活用したカーボンニュートラ 島循環道路等の整備を推進すること。 太陽光、小水力及び地熱等の再生可能 半島地域の豊かな自然環境や農山

5 ること。 医療が十分に提供できる体制を構築す 不足が深刻化していることから、地域 産婦人科医や救急救命医等の医師

6 を強力に推進すること。 進、技術指導、調査研究に対する支援 発及びECサイト等を活用した販売促 半島地域における地域特産物の開

いては継続すること。 めの官民連携体制構築実証調査」 特に、「半島のブランド化推進のた

離島地域の振興

よって、国は次の事項を実現すること。 水域等の保全、海洋資源の利用、自然 我が国の領域・排他的経済

報

環境の保全等に重要な役割を担って

割高な流通・生活コスト、航路及び航 として厳しく、過疎化・高齢化に加え、 状である。 環境は著しく悪化してきているのが現 足等もあいまって、近年、離島の定住 空路の廃止・減便、 一方、離島を取り巻く諸条件は依然 医療従事者等の不

じる必要がある。 できるよう、幅広い総合的な対策を講 や島民が安心安全に住み続けることが このため、 離島の自立的発展の促進

よって、国は次の事項を実現すること。

すること。 離島振興関係予算の所要額を確保

図られるものとすること。 を確保するとともに、弾力的な活用が に支障が生じることのないよう所要額 ては、事業計画に基づく事業等の実施 特に、「離島活性化交付金」につい

ど、採択要件の緩和措置等を検討する 受益面積に限りがあるなどの課題が牛 離島ほど、事業費が割高になることや、 ては、 情を反映した評価項目を追加するな じているため、有人国境離島地域の実 また、各種補助事業の採択に当たっ 本土から遠隔地に位置する国境

制の整備を含め、 その支援に関して必要となる新たな法 活にとって欠かせない生命線であるこ とから、必要な支援を行うとともに、 離島航路・航空路は離島住民の牛 支援の在り方につい

10

令和8年度末で法期限を迎える

て検討すること。

ること。 コストを本土並に低減する方策を講じ 離島における全ての移動及び流通

回診療体制の整備を促進すること。 病院・診療所等の整備、救急医療・巡 派遣制度を早急に確立するとともに、 医師等医療従事者の確保、円滑な

推進すること。 5 費について、補助制度を創設すること。 診せざるを得ない場合の交通費や宿泊 また、離島住民が島外医療機関を受 離島における水不足の解消対策を

な措置を講じること。 い離島地域の輸送経費に対しても適切 境施設、再資源化事業者等が存在しな じるとともに、ごみ処理施設等生活環 広域処理が困難な離島の特性を踏ま の再整備に係る補助事業については、 6 独自の補助率の嵩上げ措置等を講 老朽化した一般廃棄物処理施設等

ること。 の整備に対する財政支援措置を拡充す 離島における石油製品の供給施設

を早急に整備すること。 の制度の詳細設計を定めた新たな法制 合防災対策の充実を図ること。 避難施設、備蓄倉庫等の整備、 ることを防止するため、国土保全施設 踏まえ、災害を防除し、島民が孤立す など厳しい自然条件の下にあることを ための住居の集団的移転の促進等、 離島が四方を海等に囲まれている 離島特別区域制度については、 防災の Z 総

限を延長すること。 に関する特別措置法」については、 **人国境離島地域に係る地域社会の維持**

とともに、対象事業の拡充を図ること。 金」について、必要な予算を確保する 定有人国境離島地域社会維持推進交付 また、同法に基づき創設された

30 人権擁護の推進

的人権を護るとともに、生活環境の整 るため、国は次の事項を実現すること。 備、住環境整備等の物的事業を改善す 人権擁護の推進を図り、 住民の基本

人権擁護の推進

3法に基づき、人権教育及び人権啓発 ること。 実施できるよう、財政措置の充実を図 教育の充実、 もに、町村が実施する相談体制の強化 に関する施策をより一層推進するとと ⑴差別解消のために制定された以下の 啓発活動の取組を円滑に

する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 的言動の解消に向けた取組の推進に関 2 進に関する法律」(障害者差別解消法) ①「障害を理由とする差別の解消の推 「本邦外出身者に対する不当な差別 「部落差別の解消の推進に関する法

するため、 ②インターネット上の人権侵害を防止 実効性のある対策を講じる

(部落差別解消推進法)

侵害の防止 2. 戸籍謄本等の不正取得による人権

有人国境離島地域の保全及び特定有 期 するため、関係団体に対し、改正戸籍 について、より一層の徹底を図ること。 法の趣旨を踏まえ、職務上請求書の適 (1)戸籍謄本等の不正取得の防止を強化 正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱い

ら、職務上請求の在り方や不正取得し ②戸籍謄本等の不正取得防止の観点か 抜本的な見直しを検討すること。 た場合の罰則を強化するなど、制度の

制化するとともに、それに伴う財政措 された場合の本人通知制度を早期に法 ③戸籍謄本等が第三者から請求・取得 が統一的に実施されるようガイドライ 置など実効性ある措置を講じること。 ンを策定すること。 また、監督官庁による懲戒等の処分

ر کے 実施できるよう、適切な措置を講じる 対策に移行した事業を引き続き円滑に 「地対財特法」の失効に伴い、一般

地域改善対策の推進

(2)隣保館整備費や運営費に係る財政措 置の充実を図ること。

4公営住宅家賃について、 ③住宅新築資金等貸付事業に伴う償還 措置を講じること。 担とし、償還完了まで実施すること。 充実するとともに、係る財源は国の負 推進助成事業については、その内容を 特別な緩和

律」の規制について緩和すること。 等をする際に支障となる「補助金等に 整備した各種施設を町村が地域に譲渡 ⑤地域改善対策事業等によって建設: 係る予算の執行の適正化に関する法

31. 米軍機による低空飛行訓

源練に

無視して実施されることがないよう、無視して実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生により、住民生活に大きな支障が生により、住民生活に大きな支障が生じている。

「関は、その責務として、事態を正確じている。

「製は、休日昼夜を問わず断続的に訓練は、休日昼夜を問わず断続的に書き、

・北方領土の早期返還

報

適切に対応すること。

ること。

ること。

ること。

ること。

の北方四島は、我が国固有の領土であの北方四島は、我が国固有の領土であの北方四島は、我が国固有の領土であの北方四島は、我が国固有の領土であの北方四島は、我が国固有の領土であ

33. 竹島の領土権の確

こと。
よう、国は更に強力な外交交渉を行う
漁業の安全操業が速やかに実現できる
権を早期に確立し、周辺海域における
我が国固有の領土である竹島の領土

広報啓発活動を充実強化すること。また、国の啓発施設の建設等により

34. 尖閣諸島海域における領海

尖閣諸島が我が国固有の領土である

領海侵犯に対し、毅然たる態度をとるの漁業者が自由かつ安全に操業・航行の漁業者が自由かつ安全に操業・航行監視・警備体制の強化を図り、我が国監視・警備体制の強化を図り、我が国

国民保護・安全対策等の推進

35

えている。 えている。 えている。 大な不安と恐怖を与 大が国の安全保障に対する重大な脅威 内に落下する弾道ミサイルの発射は、 内に落下する弾道ミサイルの発射は、 大は排他的経済水域(EEZ)

な解決が求められている。 者及び家族の高齢化が進む中で、早急発生から既に40年以上が経過し、被害

よって、国は次の事項を実現すること。

2. 国は、 に必要な、あらゆる実効性のある対策 周知など国民の安全・安心を守るため のないよう、 致問題への国民の関心が風化すること のために最大限努力するとともに、拉 い帰国と、 を講じること。 ミサイル発射時における適切な情報伝 1. 具体的でわかりやすい避難行動の 毅然とした姿勢で臨むとともに、 北 朝鮮の弾道ミサイル発射に対 拉致問題の早急な全面解決 拉致被害者全員の 積極的な啓発活動を行う 刻も早

子どもたちの

1980年8月の設立から

未来を守ります

交通遺児 育成基金事業

損害保険会社等から

支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これを安全・確実に運用し、国庫補助金と民間援助金を加えてお子様の養育資金として3ヵ月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を支給します。

●加入年齡

が加入年齢 満16歳未満の交通遺児 が加入できます。

- ●拠出金額
 加入年齢により異なります。
- ●給付金額

車観 育成給付金は加入 者の年齢とともに 増えていきます。

交通遺児等 支援給付事業

義務教育終了前の 交通遺児または交通重度後遺 障害を負われた方のお子様がいる 家庭で、生計が困窮している家庭を 対象にした給付事業です(返済は必要 ありません)。

●越年資金

12月に3万円を支給します。

- ●入学支度金・進学等支援金 小学校、中学校入学時に6万円を 支給します。
 - 進学等支援金 高校進学時または 就職時に6万円を 支給します。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

交通遺児等の皆さんとともに。

公益財団法人 **交通遺児等育成基金**

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

100 0120-16-3611(漁店) https://www.kotsuiji.or.jp



児等育成基金は

協力団体/独立行政法人 自動車事故対策機構(本部TEL03-5608-7560)

【町村長に就任するまでの経歴】▽ 【町村長としての当選回数】3回

村

【主な業績】 同副会長

41

ローバル科」

2025年(令和7年)7月14日

長▽平成29年4月中泊町長

長▽平成28年4月青森県東京事務所 ▽平成26年4月総務部参事・秘書課 成25年4月企画政策部広報広聴課長 年4月エネルギ─開発振興課長▽平 昭和57年4月青森県庁入庁▽平成23

任

都

道

府

県町村

会 長

O)

略

和

【町村長としての当選回数】2回

の臨時総会で次の通り会長を選出した。 青森県町村会は令和7年6月16日 (6月19日就任)

Ē

北津軽郡中泊町町春森県町村会長 津軽郡中泊町長

昭和34年10月3日生 濱 第 第 豊_ょみっ

脱炭素実現に向けた再生可能エネル

ギーの地産地消のため、

地域エネル



【趣味】 山菜採り

【家族】妻、

柱としたブルーツーリズムの実施 株式会社」の設立▽津軽海峡遠泳を ギー会社「中泊リージョナルパワー

り会長を選出した。 の第1回東京都町村長会議で次の通 東京都町村会は令和7年5月26日

(5月26日就任)

東京都町村会長 西多摩郡奥多摩町長 師^もろおか 伸ぶまさ

昭和28年12月8日生



多機能自治をめざし「兼任集落支援 る「こどまり学園」 ちおこしプロジェクトの実施▽地域 漁業者の所得向上のためメバルでま 増させる「スマート農業」の推進▽ 制度の推進▽産業の生産性を倍 の開設▽小規模 摩町長 多摩町議会議長▽令和2年5月奥多 年奥多摩町議会副議長▽平成29年奥 平成19年奥多摩町議会議員▽平成25 【町村長に就任するまでの経歴】▽

同総務部会長 月東京都町村会監事▽令和4年4月 【町村会関係の経歴】 ▽令和2年5

く~」の開設、 里」の開設、認知症支援拠点「来るっ 支援(シニア筋トレルーム「にっ古 教室事業、各種助成事業)▽高齢者 整備)▽子育て支援(放課後こども ▽集落支援員の新設▽移住定住対策 づくりを目指す地域資源活用事業 ビール新醸造所の整備、循環する森 線まるごとホテル事業、 の開設)▽民間事業者等との連携(沿 化拠点「奥多摩AUBA(アウバ)」 連携協定締結、多機能型地域活件 大学連携事業 進▽第6期長期総合計画の策定▽ ▽観光・産業振興事業 【主な業績】▽新庁舎建設事業の推 、分譲地の整備、子育て応援住宅の 成年後見制度推進機関の新設 長寿ふれあい食堂事 (多摩大学との包括 クラフト

> の給付 事業継続応援金の給付、 染症対策(ワクチン集団接種の実施) 災害復旧 ▽令和元年台風第19号災害復旧事業 (山葵田、 林道、 ▽新型コロナウイルス感 氷川渓谷遊歩道等 地域応援券

趣味 鮎釣り、 スポーツ全般

家族 妻

した。 の臨時総会で次の通り会長を選出 岐阜県町村会は令和7年5月23日

6月1日就任

揖斐郡大野町長 岐阜県町村会長 字ゥ 佐き

昭和29年9月30日生 晃^こうぞう



22年3月大野町長 平成19年4月大野町議会議員▽平成 【町村長に就任するまでの経歴】 【町村長としての当選回数】4回 ∇

主な役職

▽西濃環境整備組合管理者▽揖斐郡

の導入) 策の実施

▽奥多摩郷土芸能祭の実施 獣害対策LINEアプリ 大規模改修工事の実施、

(もえぎの湯 観光ごみ対

監事▽揖斐郡町村会監事 道路整備促進期成同盟会全国協議会 建設促進岐阜県西部協議会副会長▽ 消防組合管理者▽東海環状自動車道

【町村会関係の経歴】

5月同副会長▽令和元年6月~3年 月同副会長 5月同理事▽令和3年6月~7年5 村会監事>平成29年6月~令和元年 ▽平成25年6月~27年5月岐阜県町

【主な業績

報

補助、 ティングの継続 整備 直接対話を大切にしたタウンミー 政無線デジタル化事業▽情報公開や 無償化制度開始▽快適な教育環境の 連企業誘致) ちづくり事業(総合病院や半導体関 定済)」整備▽大野神戸ⅠC周辺ま 備事業▽道の駅「パレットピアおお ▽幼児療育センター「なないろ」整 他)▽名鉄廃線敷再生プロジェクト (デマンドタクシー、 サービス開始▽公共交通推進事業 補助事業▽窓□業務のワンストップ 助事業▽高度処理型合併浄化槽設置 ▽住宅用太陽光発電システム設置補 (黒野レールパーク、通学路の整備) (重点道の駅及び防災道の駅に認 (小中学校のAC設置、 高速バス回数乗車券購入助成 照明のLED化等) ▽高校生までの医療費 通学定期購入 ▽防災行 トイレ

(第三種郵便物認可)

読書、 旅行、 富有柿栽培

妻と次男の3人暮らし

理事会で次の通り会長を選出した。 愛知県町村会は令和7年6月13日

丹羽郡大口町長 愛知県町村会長

昭和29年9月28日生 鈴ず 木善 雅さいる



事長▽平成6年社団法人日本青年会 平成元年社団法人江南青年会議所理 店代表▽平成25年11月大□町長 表取締役社長▽平成8年鈴木與七商 議所副会頭▽平成7年鈴与興業㈱代 【町村長に就任するまでの経歴】▽ 【町村会関係の経歴】▽令和元年6 【町村長としての当選回数】3回

(6月17日就任) 給食費無償化実施▽大□町への企業 □線開通▽西児童クラブ建設▽学校 事業)▽大□町史(現代史編)刊行 ひろば』整備 制施行60周年記念事業) 事完成▽木製橋『花見橋』 満児棟供用開始> 植樹事業開始>大□町立西保育園未 ・大□町にぎわい横丁開始▽町道小

(町制施行60周年記念

 ∇

『役場南

完成

孫2人 【家族】妻、子2人、子の夫、子の妻 趣味 読書

誘致21社

臨時総会で次の通り会長を選出した。 奈良県町村会は令和7年5月23日の (6月1日就任

高市郡明日香村長たかいち あすか 奈良県町村会長

森りかわ 裕_{ういち}

昭和31年3月10日生



【町村長に就任するまでの経歴】 【町村長としての当選回数】4回 ∇

6年7月~7年6月同副会長

【主な業績】▽

『おおぐち観鋭桜』

月~3年5月愛知県町村会長▽令和

10 4月~奈良県立医科大学▽平成23年 昭和56年4月~奈良県庁▽平成22年 月~明日香村長

「柿野橋

架替工

【町村会関係の経歴】

▽平成25年4月~88年10月奈良県町

月同会長▽令和3年6月~5年3月 12月同理事>令和3年1月~3年5 5月同副会長▽令和元年6月~2年 村会理事>平成28年10月~令和元年 同顧問▽令和5年4月~7年4月同

ゴミ焼却・飛鳥ナンバープレート) ○名規模)▽市町村連携(し尿処理 48) ▽飛鳥ハーフマラソン (300 タルケアステーションの検討・推進 向け定期借地権付住宅地分譲▽施設 業▽学校跡地を利用した子育て世帯 原の宮都世界遺産登録の推進▽道の ▽企業連携 ▽あすか健康プロジェクト(AKP 館づくり〟を提唱・実践▽飛鳥・藤 大学・天理大学など多数) コーポレーションなど)▽大学連携 分離型幼小中一貫教育の実践▽トー 【主な業績】▽シ明日香まるごと博物 (関西大学客員教授連携協定 飛鳥の登録>明日香村新庁舎開 (星野リゾート・長谷工

【趣味】

映画鑑賞・ 古道散策・街づくり

妻・長女夫婦・次女夫婦・孫3人 【家族】



車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定 搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。 お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、 共済(保険)金をお支払いします。

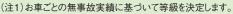
割安!充実の補償を安い保険料でご提供します。

保険料 自動車共済で過去3年間以上無事故の場合、44%割引

自動車共済で過去3年間以上無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、

9等級(44%割引)・事故有期間0年からスタートすることができます。

また、一括払でご契約の場合にはさらに5%割引(集団扱年一括払による割引)となります。



- (注2)他社からの移行の場合は、他社の等級を継承します。(一部、引き継ぎできない共済があります。)
- (注3)等級継承が可能な期間は、前契約の解約日または満了日の翌日から起算して7日以内となります。



●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

(お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください)

TEL FAX

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- ●ホームページアドレス https://www.chisato-ag.co.jp/
- ●「車両共済(保険) 制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- ●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。 詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ23-05507 (2023.8.1作成)

